

第6章

環境施策と行動計画



コウノトリの里

第6章 環境施策と行動計画

環境基本計画は、市、事業者、市民、教育関係者及び市民団体及びNPO等が、お互いに連携・協力し合い、自主的かつ積極的に取り組んでいくことにより実効性のあるものとなります。

ここでは、「豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田」を目指し、6つの基本方向を達成するため、20の施策の方向について、市、事業者、市民、教育関係者及び市民団体及びNPO等の具体的な取り組みを展開します。

| 環境像 | 基本方向 | 施策の方向 |
|----------------------|-------------------------------------|--------------------------|
| 豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田 | 1 自然との共生の確保 環境の範囲【自然環境】 | ① 里山の保全と活用 |
| | | ② 自然との触れ合いの確保 |
| | | ③ 生物多様性の保全 |
| | 2 環境への負荷の少ない社会の実現 環境の範囲【生活環境】 | ④ 大気環境の保全 |
| | | ⑤ 水質環境の保全 |
| | | ⑥ 騒音・振動・悪臭防止 |
| | | ⑦ 地質環境の保全 |
| | 3 資源の循環・効率化の進んだ社会の実現 環境の範囲【生活環境】 | ⑧ 廃棄物の減量化の推進 |
| | | ⑨ 資源化の推進 |
| | | ⑩ 不法投棄の防止 |
| | | ⑪ 環境マナーの普及啓発 |
| | 4 地球環境保全への貢献 環境の範囲【地球環境】 | ⑫ 地球温暖化の防止及び脱炭素社会実現の取り組み |
| | | ⑬ エネルギーの効率的利用の促進 |
| | 5 快適な都市環境の確保 環境の範囲【地域環境】 | ⑭ 豊かなみどりの確保 |
| | | ⑮ 触れ合える水辺づくり |
| | | ⑯ 良好な景観の形成 |
| | | ⑰ 歴史的文化的遺産の保護・継承 |
| | 6 みんなが参加する取り組み 環境の範囲【環境保全】 | ⑱ 環境教育・環境学習の推進 |
| | | ⑲ 環境情報の共有とネットワークづくり |
| | | ⑳ 環境保全活動の拠点づくり、組織づくり |

※⑥⑭⑳については、数値目標設定に向かないため、環境指標として設定していません。

基本方向 1 : 自然との共生の確保

- ① 里山の保全と活用
- ② 自然との触れ合いの確保
- ③ 生物多様性の保全

山林や里山は、動植物が生息・生育する場として、生態系を維持する機能、地域全体の気温・湿度や日照、風などの微気象を調節する機能、人為活動によって排出される二酸化炭素を光合成により吸収し、酸素を作り出す機能、自動車の走行などにより発生する粉じんや排出ガスなどの浄化機能のほか、降雨に伴う雨水流出量の調節や水源において水資源を蓄え、育む機能などの多様な機能を有しています。

最近では、宅地開発などにより、山林や里山などが年々減少し、その環境保全機能が徐々に低下していくことが懸念されています。

市内には、里山の自然空間を残している「三ツ堀里山自然園」などがあり、市民ボランティア団体と市が協働して管理運営を行っています。また、当市を取り囲む大きな自然環境である利根川、江戸川及び利根運河の三つの河川や野田市総合公園などは、自然との触れ合いの場となっています。また、安全・安心の地域再生、自然再生の取り組みとして、江川地区のビオトープ（生物生息空間）の整備や環境にやさしい農業への取り組みや生物多様性の取り組み等が進められています。一方で、生態系を無視した乱開発により、生態系が乱れることが危惧されています。

以上を踏まえて、里山の保全と活用や自然との触れ合いの機会の確保状況を把握するため、自然観察会などのイベント開催数、市と自然保護活動団体との協働事業数を環境指標とします。また、生物多様性の保全の状況については、冬期湛水事業による再生湿地数を指標とします。

◇環境指標等◇

| 環境指標の項目 | | 現在値等 | 将来目標値 |
|------------------|------------------|-------|-------|
| ① 里山の保全と活用 | ◎自然観察会などのイベント開催数 | 11回/年 | 12回/年 |
| ② 自然との触れ合いの確保 | ◎自然保護活動団体との協働事業数 | 4件 | 5件 |
| ③ 生物多様性の保全 | ◎冬期湛水事業による再生湿地数 | 9か所 | 9か所 |

自然との共生の確保を進めるための、里山の保全と活用、自然との触れ合いの機会の確保及び生物多様性の保全に関する取り組み内容を以下のとおり示します。

◇◇具体的な取り組み◇◇

① 里山の保全と活用

◇ 市 ◇

- 事業者や市民の里山に対する意識啓発を行います。
- 「野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例」に基づき、保全樹林地の指定など、自然環境を保全します。
- 里山等の山林についても、地権者の協力を得つつ、市民参加による保全及び活用を促進します。
- 三ツ堀里山自然園や江川地区などを自然環境の学習・体験拠点として有効活用します。
- 現存する自然資源を活かして生物の生息空間、生態系を保全します。
- 全市域の生き物調査により、市内の水田やその周辺の山林の現状把握を行います。
- 市民や市民団体及びNPO等との連携協働による里地・里山保全活動を実施し、健全な里地・里山の自然環境の維持・管理に努めます。

◇ 事業者 ◇

- 里山の所有者（管理者）は、景観に配慮し、適切に維持管理します。
- 開発行為に際しては、里山などの自然環境に配慮します。
- 里山を保全するため、維持管理活動に協力します。

◇ 市民 ◇

- 自然と触れ合える場である里山の整備に、参加・協力します。
- 里山を利用したイベントに参加します。
- 「三ツ堀里山自然園」の管理運営に協力します。

◇ 教育関係者 ◇

- 自然と触れ合える場である里山の整備に、参加・協力し、環境教育の場として活用します。
- 里山を利用したイベントに参加します。
- 「三ツ堀里山自然園」の管理運営に協力します。

◇ NPO等の市民活動団体 ◇

- 自然と触れ合える場である里山の整備に、参加・協力し、市民への理解を深めます。
- 里山を利用したイベントなどを実施し、里山保全活動に取り組みます。
- 「三ツ堀里山自然園」の管理運営を実施します。



② 自然との触れ合いの確保

◇ 市 ◇

- 利根川、江戸川及び利根運河と、中央の杜、総合公園、スポーツ公園などの公園・緑地等を自然との触れ合いの場として適切に管理します。
- 自然の中で行う市民講座やイベント、レクリエーション事業を支援します。
- 身近な自然環境について学べる、自然観察会や自然体験学習会を支援します。
- 三ツ堀里山自然園や江川地区等について、適切な管理を行い、自然環境を保全します。
- 民有林の借上げなど、活動の場の確保に協力します。
- みどり豊かな自然環境を活かした農業の推進により、野田市産の農産物のブランド価値を高め、野田市独自の農業の展開を図ります。
- 樹林地等を始めとする豊かな森林生態系を保全・活用するため、市民や市民団体、間伐・下草刈り等の実施市民団体との協働によりその保全に努めます。

◇ 事業者 ◇

- 河川、公園、緑地などの美化・清掃活動に積極的に協力します。
- 自然の中で行う市民講座やイベント、レクリエーション事業に参加・協力します。
- 自然観察会や自然体験学習会などのイベントに積極的に参加・協力します。
- 自然環境の保全を正しく理解し、自然保護意識を高めます。

◇ 市民 ◇

- 河川、公園、緑地などの美化・清掃活動に協力します。
- 河川、公園、緑地などを、自然との触れ合いの場として、積極的に利用します。
- 自然の中で行う市民講座やレクリエーションなどに参加します。
- 自然観察会や自然体験学習会などのイベントに積極的に参加し、身近な自然環境についての理解を深めます。

◇ 教育関係者 ◇

- 河川、公園、緑地などの美化・清掃活動に協力し、自然との触れ合いの場を、環境教育の場として、活用します。
- 自然の中で行う市民講座やレクリエーションなどに参加します。
- 自然観察会や自然体験学習会などのイベントに、積極的に協力します。
- 身近な自然と触れ合う場合のモラルの向上に取り組みます。
- 学校農園などとして農地の維持管理に参加します。

◇ NPO等の市民活動団体 ◇

- 河川、公園、緑地などの美化・清掃活動に協力し、自然との触れ合いの場として、積極的に利用します。
- 自然の中で行う市民講座やレクリエーションなどを開催します。
- 自然観察会や自然体験学習会などのイベントを実施すること、又は、積極的に参加することにより、市民の自然への理解を深めます。

③ 生物多様性の保全

- | | | |
|---|---|---|
| ◇ | 市 | ◇ |
|---|---|---|
- 市民や学識経験者と連携を取りながら、身近な動植物の生息・生育状況調査を定期的実施します。
 - 市民団体及びNPO等による生物多様性に関わる活動を推進し、生物多様性への理解を深めます。
 - 自然・生物多様性の保全・再生活動等への支援を行うとともに、当活動の推進を図ります。
 - 「野田市貴重な野生動植物保護のための樹林地の保全に関する条例」に基づき江川地区を最重要エリアとして、地区指定、協定締結や買取り協議申出による計画的な用地取得を推進し、保全・再生エリアの維持・拡大を図ります。
 - 水田における水域の連続性を確保するため、魚道の設置等により水路と田面の落差を解消し、生息空間のネットワーク化を保全していきます。
 - コウノトリの放鳥を引き続き実施し、野田市に1ペア以上のコウノトリの定着を目指して取り組みます。
 - 江川地区をモデル地区とした市域エコロジカル・ネットワークの取り組みを、市全域の取り組みに広げていきます。
 - 次期「生物多様性のだ戦略策定」の中で、「野田市レッドデータブック」の作成について検討を進めていきます
 - 湿地の保全・再生に向けた継続的な管理活動の基盤となるデータの蓄積を図るため定期的なモニタリング調査等を継続します。
 - 戦略の有効性や効果を検証するため、「生物多様性のだ戦略」の定期的フォローアップを行うとともに、公表による住民への周知を図ります。
 - 特定外来生物について、種類、生態、防除方法についての情報を市報やホームページ等を通じて住民への啓発を行います。
 - 緊急的な対策が必要とされる特定外来生物の計画的な防除を行います。
 - NPO等の市民活動団体が行う自主的な取り組みを支援します。
 - 「鳥獣保護法」や「種の保存法」の適正な運用により、動植物の保護と生息・生育環境を保全します。
 - 大規模開発や造成工事などの際は、生態系への影響に十分配慮するよう指導します。
 - 「野田市野生動植物の保護に関する条例」により、野生動植物の保護や生物多様性の保全意識を高めるため、住民への啓発を行います。
 - 市民との協働により、多様な生物生息空間づくりを進めます。
 - 生物の生息しやすい空間を復元するため、ビオトープを整備します。
 - 市民の環境に関する研究の成果を積極的に活用します。

◇ 事業者 ◇

- 動植物の生息・生育調査に積極的に協力します。
- 開発などの事業活動を実施する際は、動植物の生息・生育環境に悪影響を与えないように配慮します。
- 地域で行われる動植物や生態系の保全活動に参加・協力します。
- 生物資源によって得られた利益の一部を生態系保全に還元します。

◇ 市民 ◇

- 動植物の生息・生育調査に積極的に協力します。
- 生き物の生息・生育環境を阻害する行為をしません。
- 自然観察会などに参加して、市内に生息・生育する動植物の保護意識を高めます。
- 外来種生物及び植物については、在来の自然環境や野生生物に深刻な悪影響を及ぼしているため、責任をもって管理します。
- ペットなどは責任をもって管理します。
- 自然観察会等への参加などにより、動植物との関わり方についての知識を身に付けます。
- 鳥獣保護法などを正しく理解し、動植物の保護に協力します。
- 魚や昆虫など外来種を他の地域から移入させないようにします。

◇ 教育関係者 ◇

- 市内の動植物の生息・生育状況に関する情報を収集し、環境学習に役立てます。
- 市内に生息・生育する動植物の保護意識を高める教育を実践します。
- 貴重な動植物の情報を市へ提供するとともに、市民への啓発に協力します。
- 郷土の生態系や生き物に配慮した学校内の緑化に取り組みます。
- 学校内に多様な生き物と触れ合う空間づくりに取り組みます（学校ビオトープ）。

◇ NPO等の市民活動団体 ◇

- 動植物の生息・生育調査などを実施又は協力します。
- 市民が参加する自然観察会などを実施し、市内に生息・生育する動植物の保護意識を高めます。
- 市内に生息・生育する貴重な動植物の保全活動を実施し、又は参加します。
- 特定外来生物の防除について、予防三原則（入れない・捨てない・拡げない）の普及啓発に協力します。



コウノトリ



ヤマユリ

基本方向 2 : 環境への負荷の少ない 社会の実現

- ④大気環境の保全
- ⑤水質環境の保全
- ⑥騒音・振動・悪臭防止
- ⑦地質環境の保全

大気環境は、環境汚染防止技術の進歩により大きく改善されていますが現在でも、光化学オキシダントや低濃度長期暴露による健康影響が心配される有害大気汚染物質による大気汚染などが課題となっています。

水質環境は、近年の公共下水道等の普及により、河川や排水路の水質が改善されてきております。近年の水質状況として、環境基準の健康項目は、公共用水域で大部分が環境基準を達成していますが、生活環境項目については、有機汚濁を示す指標であるBODは全体として徐々に改善の傾向にある段階です。また、湖沼などの閉鎖性水域では環境基準の達成率は低い状況となっています。

騒音・振動などの発生源は工場・事業所、建設作業場、自動車を始めとする様々な交通機関等が主な要因となっています。また、近年では家庭生活からの騒音・振動に対する苦情も増えています。悪臭に関する苦情も増加傾向にあります。

地下水は、硝酸性窒素などの一部の項目において環境基準を超過するものがあります。地下水汚染は目に触れることの少ない地下で進行し、一旦汚染が発生すると汚染状況の把握、汚染原因の究明や汚染除去対策が困難なことから、汚染を未然に防止することが重要です。地下水は市民の貴重な資源であることから、汚染の状況を監視していくことが必要となっています。

こうした状況を踏まえて、大気環境の保全、水質環境の保全、騒音・振動・悪臭防止、地質環境の保全に関する取り組みを進めていき、騒音・振動・悪臭防止を環境指標とします。

大気環境・水質環境の保全については、石油や石炭など硫黄分が含まれる化石燃料が燃えるときに発生し、ぜん息や酸性雨の原因となる硫酸化物や光化学オキシダントの原因物質であり、硫酸化物と同様に酸性雨の原因となる窒素酸化物を環境指標の項目とします。

水質環境の保全については、BODについて（水中の有機物が好気性微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標である。「環境基本法」に基づき水質汚濁に係る環境基準が設定されている。）を環境指標の項目とします。

また、地質環境の保全状況については、有機塩素系化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を環境指標の項目とします。

なお、具体的な現状、問題点・課題、環境施策の展開方向は、「第4章 環境の現状のまとめ及び問題点・課題等の抽出」において掲げています。

◇環境指標等◇

| 環境指標の項目 | | 現在値 | 将来目標値等 |
|--------------|---------------------|------------------------|-------------------|
| ④ 大気環境の保全 | 硫黄酸化物（野田） | 0.003ppm | 環境基準達成 |
| | 窒素酸化物（野田） | 0.034ppm | 環境基準達成 |
| | 窒素酸化物（桐ヶ作） | 0.029ppm | 環境基準達成 |
| | 浮遊粒子状物質（野田） | 0.019mg/m ³ | 環境基準達成 |
| | 浮遊粒子状物質（桐ヶ作） | 0.018mg/m ³ | 環境基準達成 |
| | ◎光化学オキシダント | | |
| | 野田 環境基準を超えた日数 | 77日 | 80日以下 |
| | 野田 環境基準を超えた時間数 | 416時間 | 350時間以下 |
| | 桐ヶ作 環境基準を超えた日数 | 90日 | 90日以下 |
| | 桐ヶ作 環境基準を超えた時間数 | 513時間 | 420時間以下 |
| ⑤ 水質環境の保全 | ◎河川におけるBOD75%値 | | |
| | 利根川 | 1.3mg/l | 環境基準達成 |
| | 江戸川 | 1.2mg/l | 環境基準達成 |
| | 利根運河 | 5.1mg/l | 環境基準達成 |
| | ◎公共下水道普及率 | 65.5% | 67% |
| | ◎地盤沈下の発生状況 | 0k m ² | 0k m ² |
| ⑦ 地質環境の保全 | ◎有機塩素系化合物（検出率） | 0% | 0% |
| | ◎硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（検出率） | 25.0% | 減少 |

環境への負荷の少ない社会を実現するための、大気環境・水質環境の保全、騒音・振動・悪臭防止、地質環境の保全に関する取り組み内容を次ページ以降に示します。

◇◇具体的な取組◇◇

④ 大気環境の保全

◇ 市 ◇

- 大気環境の測定、監視を定期的、計画的に実施し、公表します。
- 大気汚染物質を排出する工場などに対し、監視、指導及び啓発を行います。
- 産業廃棄物処理施設から排出された物質による健康不安については、千葉県との連携により解決に努めます。
また、健康被害について原因の究明に努め、問題解決のため千葉県公害審査会への調停申請など対策を行います。
- 構造基準を満足しない焼却炉の使用禁止や屋外焼却防止の指導体制を強化します。
- 大気汚染防止の情報提供や啓発を行います。
- 揮発性有機化合物などの排出抑制を指導します。
- ばい煙などに関する規制基準を周知します。
- 光化学スモッグ、PM2.5の注意報等の情報を、防災行政無線、市のホームページやまめメールにより住民や学校等へ周知し、健康被害を防止します。
- 公用車を運転する際は、アイドリング・ストップやエコドライブを実践します。
- 市民や事業者等にエコドライブの実践を呼び掛けます。

◇ 事業者 ◇

- 法律や条例に基づく届出等を行います。
- ばい煙などの規制基準や大気汚染物質の排出基準を遵守します。
- 光化学スモッグの原因物質の一つである揮発性有機化合物の排出削減に自主的に取り組みます。
- 自動車や建設機械の排出ガスを適正に管理します。
- 事業活動に伴う自動車の購入、使用の際は、低燃費車・低公害車を選定します。
- 屋外焼却行為や不適正な焼却炉等でのごみ処理を行いません。
- 「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」による運行規制や燃料規制を遵守します。
- アイドリング・ストップに努めます。
- ディーゼル車の排ガス規制基準を守り、不適合車両の転換やDPF（ディーゼル微粒子捕集フィルター）等の設置を推進します。
- 自動車は経済速度で運転し、過積載をしません。
- ディーゼル車には不純物のない適正な燃料を使用します。
- 事業者は共同輸送などの物流の効率化を進め、自動車の適正な管理を行います。
- 工場などにおける有害化学物質の適正使用と使用後の適正処理を進めます。
- 廃棄物処理施設は適正な管理を行い、排出を抑制します。
- 周辺環境に配慮して駐車場や荷下ろし場などを配置します。

○事業活動に伴う排出ガスの性状や有害物質の使用・排出量等の環境情報を公表します。

◇ 市 民 ◇

- 自動車運転時のアイドリング・ストップを実践し、エコドライブを心掛けます。
- 自動車の購入、使用の際は、低燃費車・低公害車を購入・使用します。
- 野焼き行為をしません。

◇ 教 育 関 係 者 ◇

- 大気環境の調査に参加します。
- 大気環境に関する正しい知識を学ぶ機会を提供します。

◇ N P O 等 の 市 民 活 動 団 体 ◇

- 事業者の大気環境保全の取り組みに関する監視を行います。
- 大気環境にかかる自主的な測定を実施します。



⑤ 水質環境の保全

◇ 市 ◇

- 工場や事業所などの排水に対し、監視体制を強化します。
- 工場や事業所に対し、定期的な立入調査を実施し、排水の適正な処理を指導します。
- 農薬や化学肥料の適正な使用や廃棄物処分を指導します。
- 河川や排水路などの美化活動を支援します。
- パンフレット等により家庭での生活排水対策や浄化槽の適正管理の普及啓発を行います。
- 公共下水道整備区域では、汚水管の接続を指導し、普及を促進します。
- 公共下水道整備区域以外の区域においては、合併処理浄化槽の設置を普及促進します。
- 公共用水域における水質調査・監視体制を充実し、モニタリング結果を公表します。
- 排水などに関する規制基準を周知・普及します。
- 排水路等の定期的な監視や管理を推進します。
- 良好な水環境と健全な水循環を確保します。
- 遊水地の保全をします。

◇ 事業者 ◇

- 「水質汚濁防止法」等、法律や条例に基づく届出を行います。
- 「水質汚濁防止法」等、法律や条例に基づく規制基準を遵守します。
- 公共用下水道整備区域では、汚水管の接続を行います。
- 事業活動に伴い発生する排水は適正に処理し、排水基準を遵守します。
- 有害物質等の取扱いに留意し、使用量の記録などを通じ、適切に管理します。
- 河川や排水路などの環境美化活動に参加・協力します。
- 農薬等が環境へ及ぼす影響について理解を深め、農薬等の適正な使用に努めます。
- 定期的な排水などのモニタリングの実施や排水設備の適正な維持管理を行います。
- 事業活動に伴う水質の環境情報を公表します。
- グリストラップなど汚濁物質の流出防止施設を設置及び機能管理します。
- 過剰な施肥や農薬散布による汚濁水の流出を防止します。
- 建設業では、泥水などを適切に処理し、汚濁水を排水しないようにします。



◇ 市 民 ◇

- 家庭でできる生活排水対策を実行し、水質改善対策に協力します。
- 河川や排水路などの環境美化活動に参加します。
- 工場や事業所などからの排水状況について、日頃から関心を持ちます。
- 公共下水道整備区域では、家庭からの汚水は下水道へ接続します。
- 公共下水道整備区域以外の区域の家庭は、合併処理浄化槽を設置します。
- ごみや油、危険な薬品などを排水に流しません。
- 浄化槽を適正に維持管理します。
- 身近な排水路や小河川で水質や水辺の生き物の生息状況を調べます。
- 宅地に雨水浸透ますを設置し、適正に管理します。
- 油の流出などによる川や水路の汚れなどを市へ通報します。

◇ 教 育 関 係 者 ◇

- 河川や排水路の美化などの環境保全活動に参加します。
- 水の汚れ・浄化の仕組みや水辺の自然などを学習する機会を設けます。
- 健全な水循環について学習する機会を提供します。
- 水質調査や水辺の観察会等に参加します。

◇ N P O 等の市民活動団体 ◇

- 河川や排水路の環境美化活動を実施し保全に努めます。
- 身近な排水路や小河川で水質や水辺の生き物の生息状況を調べます。
- 河川等の監視活動を実践します。
- 湧水調査を実施し、湧水保全活動を行います。
- 降雨に伴う雨水流出量の調節や水源において水資源を蓄え、育む機能などの多様な機能のある里山等の保全を実践します。



⑥ 騒音・振動・悪臭防止

◇ 市 ◇

- 「騒音規制法」や「振動規制法」に基づき、指定地域内における事業者の監視・指導を強化します。
- 関係機関との連携のもと、騒音や振動の調査や事業所への立入検査を実施します。
- 公共工事では周辺環境への影響を低減するよう配慮します。
- 自動車交通騒音を測定し、必要に応じ県公安委員会に対し改善命令等の措置をとることを要請します。
- 道路体系の整備、道路構造の改善や交通規制に関して近隣自治体や関係機関と協議します。
- 近隣騒音防止や営業騒音防止に関する指導、啓発を実施します。
- エアコンやピアノ、ペットの鳴き声など、近隣への騒音に配慮するよう、呼び掛けます。
- 身近な悪臭に関する意識啓発を行います。
- 悪臭が発生するおそれがある施設等に対して、悪臭防止のための指導・啓発を行います。
- 屋外焼却行為や廃棄物不法投棄のパトロールを強化します。
- 「野田市環境保全条例」により地域の特性を考慮した規制を行います。
- 騒音や振動の状況を把握するため、必要に応じ測定器の貸出しを実施します。
- 連続立体交差事業及び関連する道路整備等を促進し、鉄道騒音及び道路騒音の低減を行います。

◇ 事業者 ◇

- 「騒音規制法」等の規制基準を遵守し、事業活動から発生する騒音や振動を抑制します。
- 建設工事では、周辺隣地に配慮し、低騒音・低振動型の機械の使用や遮音壁など防音施設を設置します。
- 重機作業は、時間に配慮し、騒音、振動を抑えるようにします。
- 重機においては、低騒音型の導入に努めます。
- 市の行う騒音・振動調査に協力します。
- 車両等の不正改造や不正改造車への給油などは断ります。
- 事業活動に伴い発生する悪臭については、周辺地域に影響を及ぼさないよう対策を講じます。
- 悪臭に関する規制基準を遵守します。
- 違法な産業廃棄物の屋外焼却は行わず、適正処理及び再資源化に努めます。
- 畜産農業に起因する悪臭を防止するため、家畜排せつ物は適正に処理します。
- 施肥に伴う悪臭の発生は、覆土などにより抑制します。
- 宣伝活動は、時間や場所、音量などに配慮します。

◇ 市 民 ◇

- エアコンやピアノ、ペットの鳴き声などの音が、近隣への迷惑な騒音とならないように配慮します。
- 車の急発進や急加速、夜間のエンジン音などの騒音に配慮します。
- 工場や事業所からの騒音や振動について、日頃から関心を持ちます。
- 市の行う騒音・振動調査に協力します。
- 騒音・振動・悪臭に関する法規制、環境影響について理解を深めます。
- 悪臭発生 of 監視と防止対策に協力します。
- 家庭ごみの屋外焼却は行いません。

◇ 教 育 関 係 者 ◇

- 騒音・振動について正しい知識を学ぶ機会を提供します。

◇ N P O 等 の 市 民 活 動 団 体 ◇

- 騒音・振動・悪臭に関し、近隣の環境に配慮した暮らしを普及・啓発します。
- 市の行う騒音・振動調査に協力します。
- 悪臭発生 of 監視と防止対策に協力します。
- 防音・防振・防臭に関する知識を普及・啓発します。



⑦ 地質環境の保全

◇ 市 ◇

- 関係機関と連携のもと、土壌・地下水汚染防止の啓発に努め、汚染の恐れがある土地所有者などには適切な措置を講じるよう指導します。
- 対象事業所への立入検査を実施し、適正な事業活動を監視・指導します。
- 工場や事業所からの有機塩素系化合物など有害化学物質による汚染の監視・指導を行います。
- 市内全域について任意に抽出した35か所の民間井戸を対象に有機塩素系化合物(トリクロロエチレン等)について調査・分析を実施します。
- 地下水汚染のモニタリング調査を継続し、浄化対策も取り組み、工場、事業所への指導を行います。
- 環境負荷の少ない環境保全型農業を支援します。
- 農薬や化学肥料の適正使用や家畜排せつ物の適正処理を指導します。
- 地下水の適正な利用と維持管理について監視し指導・啓発します。
- トリクロロエチレン等の有害化学物質などの適正使用について意識啓発を行います。
- 過去の汚染箇所について、定期的に測定を実施し県に報告を行います。

◇ 事業者 ◇

- 化学薬品は適正に管理・使用・処理し、土壌・地下水の汚染防止に心掛け、健全な地質環境を維持します。
- 化学物質の使用量を記録し、環境への排出を抑止します。
- 過去において使用した有害物質の記録を保管します。
- 有害物質を使用する施設においては、敷地内の地質汚染状況調査を行い、有害物質による土壌・地下水汚染があった場合には、健康被害の防止対策を速やかに実施します。
- 自社所有地の土壌汚染のみならず、周辺地への影響に配慮した土壌・地下水汚染調査・対策を行います。
- 地下水の公共性に鑑み、行政の行う地下水汚染調査に協力します。
- 農地やゴルフ場において、農薬や化学肥料などの適正使用に努め、地下水を汚染しないよう適正に管理及び処理します。
- 浄水場付近や水源などでの農薬散布は極力抑制します。
- 土砂等による埋立事業を実施する場合には、条例等を遵守し、環境負荷を低減するよう配慮します。
- 地下水の適正な利用と維持管理を行います。
- 地盤沈下を抑制するため、適正揚水に心掛けます。
- 地質環境への影響に配慮した開発に努めます。

◇ 市 民 ◇

- 農薬や化学肥料が土壌へ及ぼす影響について理解を深めます。
- 地下水や湧水の環境に果たす役割について理解を深めます。
- 家庭菜園や空き地へ除草剤や化学肥料などを散布するときは、適正に使用します。
- 減農薬や無農薬の野菜や果物等を積極的に購入します。
- 土地所有者としての責任を認識し、安易な土地の提供は行いません。
- 地下水を適正に利用します。
- 庭は、土や砂利などできるだけ透水性を高くするとともに、雨水浸透ますを設置します。
- 農薬や化学肥料などの使用・保管基準を遵守します。
- 湧水の保全に協力します。
- 家庭用井戸水の水質検査を定期的に行います。

◇ 教 育 関 係 者 ◇

- 水循環や地質環境について正しい知識を学ぶ機会を提供します。
- 井戸水に触れる経験を通し、地下水について正しい知識を提供します。
- 農薬や化学肥料が土壌や地下水へ及ぼす影響について、学ぶ機会を提供します。

◇ N P O 等の市民活動団体 ◇

- 農薬や化学肥料の適正使用を呼び掛けます。
- 家庭菜園や空き地への除草剤や化学肥料の散布に関し、適正使用を呼び掛けます。
- 減農薬や無農薬の野菜や果物等を積極的に購入するよう呼び掛けます。
- 湧水の保全に努めます。
- 降雨に伴う雨水流出量の調節や水源において水資源を蓄え、育む機能などの多様な機能のある森林や土壌を保全します。
- 不法投棄及び残土の不適正処理を監視・通報します。



基本方向 3 : 資源の循環・効率化 の進んだ社会の実現

- ⑧ 廃棄物の減量化の推進
- ⑨ 資源化の推進
- ⑩ 不法投棄の防止
- ⑪ 環境マナーの普及啓発

これまでの大量生産や大量消費型の経済社会活動を改めるため、リサイクルや資源の有効利用に向けて更なる取り組みが行われています。ごみ処理に関しては、事業者、市民とも関心が高く、当市では、事業者、市民ともに、ごみ処理に対する意識が高いことから、充実した取り組みを継続していきます。

これからは、資源の有限性を踏まえ、生産・消費・廃棄の各段階において、徹底したごみの削減を行い、可能な限り再資源化・再利用化を行うことが必要となっています。

一方、市内の道路や公園、山林などには、不法投棄されたごみや空き缶などが捨てられているため、廃棄物に関するルールやマナーをより一層遵守するとともに、市、事業者、市民、教育関係者及びNPO等の団体が相互に連携して、不法投棄の監視を強化していくことも必要です。このような状況を踏まえ、廃棄物の減量化やリサイクル化の促進、不法投棄対策等の廃棄物の適切な処理に取り組むとともに、意識啓発の促進や分別収集の徹底等に取り組み、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を市民や事業者と協働、連携により進め、さらなる循環型社会の実現を推進します。

以上を踏まえて、廃棄物の減量化、資源化の推進の状況については、ごみの総排出量と資源化率を環境指標とします。また、不法投棄の防止については、ごみの不法投棄指導件数と環境マナーの普及啓発については環境美化運動参加人数を環境指標とします。

◇環境指標等◇

| 環境指標の項目 | | 現在値 | 将来目標値等 令和3年度 |
|-----------------|------------------|----------------|-----------------|
| ⑧ 廃棄物の減量化の推進 | ◎市民一人1日当たりのごみ排出量 | 578.75 g / 人・日 | 511 g / 人・日 |
| ⑨ 資源化の推進 | ◎ごみの資源化率 | 28.72% | 増加 |
| ⑩ 不法投棄の防止 | ◎ごみの不法投棄指導件数 | 41件 | 40件 |
| ⑪ 環境マナーの普及啓発 | ◎環境美化運動参加人数 | 26,673人 | 27,300人 |

資源の循環・効率化の進んだ社会を実現するための、資源循環・廃棄物に関する取り組み内容を以下のとおり示します。

◇◇具体的な取り組み◇◇

⑧ 廃棄物の減量化の推進

◇ 市 ◇

- 「野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」の一人1日当たりの排出量を平成22年度比で20パーセント削減を目標としごみの減量に取り組みます。
- 資源化不適物や焼却残さを加えた最終処分量を令和3年度に5,343t/年を目指し、削減に取り組みます。
- ごみ減量・リサイクルの推進を図るため、「野田市廃棄物減量等推進審議会」の意見を踏まえ、指定ごみ袋無料配布枚数の見直しなど、ごみ減量施策について検討していきます。
- 全世帯に配布しているごみの出し方のルールブックや市報・市ホームページなどを利用して、ごみの分別方法や指定ごみ袋の使用などについて周知徹底するとともにごみ分別促進アプリ「さんあーる」を活用し周知の強化を図ります。
- 事業系ごみの排出抑制に向けて、事業者に対して指導強化を行い、ごみの減量化を図ります。
- 各家庭の生ごみを堆肥化することでごみ減量化に繋がることから、より多くの家庭で生ごみ処理装置を普及させる目的として、拡充された生ごみ堆肥化装置購入助成金制度を周知・推進します。
- 食品廃棄物（食品ロス）の削減について、市報・市ホームページなどで啓発し、実施していない飲食店や販売店に対しても働き掛けていきます。
- 地球環境問題（海洋プラスチック等）への対策として、マイバッグの使用を啓発します。
- 回覧板や広報、ポスターなどを使用して、ごみの分別方法や指定袋の使用、収集日など、ごみの回収方法を周知徹底します。
- ごみ処理施設の見学会などを開催し、ごみの減量化に関する意識啓発を行います。
- ごみ集積所などの設置場所や管理方法などについて適切なアドバイスをします。
- リサイクル製品を推奨します。
- 事業者と連携したごみ減量化や資源化の取り組みを強化します。
- 環境への負荷の少ない生分解性農業用プラスチック資材等の利用を促進します。

◇ 事業者 ◇

- こん包、包装の簡素化を進め、ごみが出にくいようにします。
- 飲食店では生ごみを減らす調理方法や調理量などを工夫します。
- メーカーや販売店は、容器包装の簡素化・詰め替え製品・製品のばら売り・量り売り・洗って繰り返し使用できるリターナブルびんの使用など、なるべくごみが発生しない製品の開発や販売を検討し、実践します。
- 買物袋持参デーや買物袋持参者へのサービス供与など、マイバッグ持参運動に取り組みます。

- 商店街やスーパーでは、簡易包装の実践や資源の回収を実施します。
- 社内ネットワークの利用や両面印刷、両面コピーを心掛け、紙の使用量を削減します。
- 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、廃棄物を適正に処理します。
- 使用済封筒やコピー用紙の裏面などを利用し、ごみの発生抑制に努めます。
- 環境への負荷の少ない資機材の利用を実践します。
- 市が定める一定規模以上の事業所にあつては、廃棄物管理責任者を設置するとともに、事業系一般廃棄物減量化計画書を提出します。
- ごみ減量協力店制度に登録し、ごみの減量化に努めます。

◇ 市 民 ◇

- 指定ごみ袋を利用するとともに、ごみの出し方のルール遵守を徹底します。
- 買物の際にはマイバックを持参し、使い捨て商品や過剰包装のものは買わないようにし、詰め替え容器のものを選びます。
- 食事を作る際は、食材を使い切るなど、食べ物を残してごみとしないようにします。
- 物を大切にし、まだ使える日用品や家具、電気製品などは修理して使うなど、ごみとして出さないようにします。
- 3R運動（リデュース、リユース、リサイクル）に協力します。
- ごみ減量や分別の推進に協力します。
- 不用品交換活動などに参加します。
- 資源化やリサイクル可能な商品を優先的に購入します。
- 市民一人一人が、ごみの減量を図り、資源を有効に循環するまちづくりに協力します。
- エコマークなどの環境ラベルを参考に、環境にやさしい商品を選んで購入します。
- 生ごみは水をよく切って出します。
- 修理や交換などにより、物を長く使います。
- 家庭用生ごみ堆肥化装置の導入を積極的に行い、ちゅうかい類の減量化に努めます。



◇ 教育関係者 ◇

- 買物の際にはマイバックを持参し、使い捨て商品や過剰包装のものは買わないように、指導します。
- 給食を作る際は、食材を使い切るなど、食べ物を残してごみとしないようにします。
- まだ使える日用品や家具、電気製品などは修理して使うなど、ごみとして出さないように、指導します。
- ごみによる環境問題を学ぶ機会を設けます。
- 不用品交換活動などに参加します。
- 校内のごみ減量活動を実践します。

◇ NPO等の市民活動団体 ◇

- マイバック運動などの普及啓発活動を実施し、市民のライフスタイルの変革に向けた先導的な取り組みを実践します。
- 市、事業者などと連携し、廃棄物の減量化に向けた取り組みを実践します。
- フリーマーケット等を企画・開催します。
- ごみ減量化施策の先進事例を調査し、情報発信します。

⑨ 資源化の推進

◇ 市 ◇

- 資源物の集団資源回収活動の推進を図るとともに、資源回収団体への助成金を交付し、地域の資源リサイクル活動を支援します。
- 剪定枝、落ち葉・草を無料回収し、良質な堆肥を生産することにより、環境保全型農業を推進します。
- 資源として再利用できるものを出す機会を増やすため、ごみ減量協力店として市内の小売店の協力を推進します。
- 各種リサイクル法に基づいた資源リサイクルの助言・指導を行います。
- グリーン購入法に基づき、環境負荷の少ない製品の購入に取り組みます。
- ごみの分別収集の徹底等に取り組み、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を市民や事業者と協働、連携により進め、更なる資源化を推進します。
- 再利用・資源化された製品を購入します。
- スーパーや商店街などの事業者と連携した資源回収システムを拡充します。
- 市民・事業者と協働して、ごみの分別及び資源化事業を拡充します。
- リサイクル展示場の運営など、資源を有効に利用するための仕組みを推進します。
- 剪定枝やもみ殻の堆肥化を進めます。

◇ 事業者 ◇

- 事業活動に伴って発生する資源物の回収・再資源化ルートの構築に努めます。
- 企業環境レポートなどにより再資源化などの取り組みを公表します。
- 容器、家電、食品、建設、自動車リサイクル法など、各種リサイクル法を遵守します。
- マニフェスト制度に従い、産業廃棄物の最終処分まで責任を持って管理します。
- 効率的な資源回収を行い、廃棄物ゼロ社会を目指します。
- 資材へのリサイクル製品の導入に努めます。
- 使用済みダンボール箱を再資源化します。
- 使用済み製品の回収体制の整備を進め、部品の再利用を促進します。
- 建設廃材や残土のリサイクル・減量化に努めます。
- 自動販売機には回収容器を設置します。
- 農業用廃プラスチックをリサイクル又は適正に処理します。
- ごみ減量協力店制度に登録し、リサイクルの推進を図ります。

◇ 市 民 ◇

- 集団資源回収におけるルールを遵守し、積極的に参加・協力します。
- フリーマーケットやバザーを積極的に活用し、地域の活動に協力します。
- 再生紙などの再生製品、エコマーク商品及びグリーンマーク商品などの環境負荷の少ない製品や繰り返し使用できるリターナブルびんを積極的に利用します。
- 詰め替え商品やリターナブル商品を選択します。
- 暮らしにおけるグリーンコンシューマーの知識・意識を広げます。
- 家庭用生ごみ堆肥化装置等により生ごみの堆肥化や減量化を図ります。
- ごみの分別を徹底し、再資源化を進めます。
- 再利用・再資源化に関する情報を積極的に利用します。
- 空き缶、ペットボトル、牛乳パック、発泡トレイなど、ごみ減量協力店などの小売店でやっている分別回収に協力します。
- 資源化やリサイクル可能な商品を優先的に購入します。

◇ 教 育 関 係 者 ◇

- 資源物の集団回収に積極的に協力します。
- 学校給食で残った残さを堆肥化し、学校花壇に利用するなどの環境教育を実施します。
- 製造物のライフサイクルについて、適切な知識を教育します。
- 清掃工場の見学などを通し、ごみ問題について考える機会を提供します。

◇ N P O 等の市民活動団体 ◇

- フリーマーケットやバザーなどを地域にひろげます。
- 再生紙などの再生製品、エコマーク商品やグリーンマーク商品など、環境への負荷の少ない製品や、ビールびんのような繰り返し使用できるリターナルびんの積極的な利用を呼びかけます。
- 空き缶や紙パックなど資源として再び利用できるものは、分別して資源として出すよう呼びかけます。
- 暮らしにおけるグリーンコンシューマーの知識・意識を広げます。
- ごみの細分別化に関する先進事例を収集し、情報発信します。



⑩ 不法投棄の防止

◇ 市 ◇

- 廃棄物減量等推進員の協力によるパトロールや市による巡回を実施します。
- 住民からの不法投棄についての連絡窓口として24時間電話通報窓口を設置し、迅速な対応を図ります。
- 下草刈りや防護柵の設置など、関係地権者へ土地管理の強化について要請を行います。
- 不法投棄防止看板の無料配布を行います。
- 野田市不法投棄等監視カメラの設置及び管理に関する基準を定め、不法投棄等が多発している場所にはカメラを設置し、個人のプライバシーを保護しつつ不法投棄の防止に努めます。
- 民有地の雑草、枯れ草等の管理を指導します。
- 県と連携し、不法投棄行為者を指導します。
- 広報紙などで不法投棄や屋外焼却防止を啓発します。
- 使用済み家電製品の適正な処理を促進します。

◇ 事業者 ◇

- 所有している土地や事業所周辺地などの管理を徹底します。
- 従業員へ廃棄物の適正処理や環境保全等に関する教育を行います。
- 廃棄物の不法投棄等があった場合、市や関係機関へ通報します。
- 産業廃棄物は、マニフェスト制度などを活用して、最終処分まで責任を持って確認し、適正な処理、処分を推進します。
- 不法投棄パトロールの強化や通報など、監視、連絡体制に協力します。
- 事業所及びその周辺地において空き缶などの散乱を防止し、清掃活動を進めます。
- 廃棄物の適正処理に心掛け、不法投棄や屋外焼却は行いません。
- 「容器包装リサイクル法」など関係法令を遵守します。
- 休耕田や空き地などは適切に管理します。

◇ 市民 ◇

- ごみを排出する際は、地域で決められたルールを守ります。
- 土地所有者として、所有地を適切に管理し、不法投棄されない環境を作ります。
- 地域ぐるみで不法投棄の監視を強化します。
- 廃棄物の不法投棄等があった場合、市や関係機関へ通報します。
- ごみ集積場所を清潔に保ちます。
- 所有地にごみを放置しません。
- 所有地を法的な許可を得ない廃棄物処理業者に貸与しません。
- 空き缶やタバコやごみのポイ捨てをしません。
- 地域の一斉清掃活動に参加します。
- 家電4品目、自動車などの「リサイクル法」を遵守し、適切な処理に努めます。

◇ 教育関係者 ◇

- 地域ぐるみで不法投棄の監視に協力します。
- 不法投棄の問題について学ぶ機会を提供します。

◇NPO等の市民活動団体◇

○不法投棄パトロールの強化や通報など、監視、連絡体制に協力します。



ゴミゼロ運動



江戸川クリーン大作戦

⑪ 環境マナーの普及啓発

◇ 市 ◇

- 市民等の協力により、地域の環境美化運動を進めます。
- イベントの開催などを通じて、まちの美化に関する環境マナーの意識啓発を進めます。
- 市民、事業者が行う公共の場所の清掃や環境美化活動を支援します。
- 「野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例」を必要に応じて改正し、ポイ捨てや路上喫煙等を禁止し、重点区域での違反者には過料を科すなど、環境マナーの普及啓発を強化します。
- 散歩中のペットのふんの適正処理などの環境マナーについて指導、啓発を進めます。
- 清掃活動や環境ボランティア活動などを通じて、環境のモラル、マナーの指導と啓発を進めます。
- 自治会や事業所・商店街等での一斉清掃・クリーン作戦との連携を強化します。
- 保健所と協働して、犬等の愛護動物の飼い主へ飼い方指導とマナー向上を呼び掛け、“ふん害”等を防止します。
- 市民への分別指導及び事業者への排出指導を徹底し、ごみの排出モラルの向上を図ります。

◇ 事業者 ◇

- 地域の環境美化運動に協力します。
- まちの美化に関するイベントなどの企画や協賛をします。
- 事業所及びその周辺地や公共の場所において、空き缶などの散乱防止及び清掃活動を実施します。
- 地域の一斉清掃等の奉仕活動に参加し、従業員の環境マナーの意識を高めます。
- 自動販売機を設置する場合は、回収容器を設置し、適正な管理を行います。
- 通勤途中でのたばこ等のポイ捨てを指導・啓発します。

◇ 市民 ◇

- 重点区域（路上喫煙禁止）での喫煙や歩行喫煙を行わず、吸い殻は携帯用灰皿を活用しポイ捨ては行いません。
- 飲み終えた空き缶やペットボトルは、持ち帰り資源に出すなどリサイクルに努めます。
- ペットのふんは、適正に処理します。
- 地域の一斉清掃等の奉仕活動に参加し、環境マナーの意識を高めます。
- 公園などの公共の場にごみを捨てません。
- ポイ捨てせず、外出時のごみは持ち帰ります。
- ごみの野焼きを行いません。
- 家や庭先の清掃・ごみ拾い・除草等を行います。

◇ 教育関係者 ◇

- 地域の一斉清掃や環境美化運動に参加します。
- 校庭や通学路の清掃・ごみ拾い・除草等を行います。
- 環境マナーについて学ぶ機会を提供します。

◇NPO等の市民活動団体◇

- 地域の環境美化運動を率先的に進めます。
- 地域の一斉清掃等の奉仕活動に参加します。

基本方向 4 : 地球環境保全への貢献

⑫地球温暖化の防止及び脱炭素社会の実現に向けた取り組み

⑬エネルギーの効率的利用の促進

近年、地球温暖化を始めとした地球環境の問題が顕在化しており、人類の生存環境をも脅かすほどのかつてない危機に直面しているといわれています。更に地球温暖化に伴い、豪雨や猛暑日の発生の増加傾向は世界的な傾向で、長期的な地球温暖化の傾向と関係しているとの見解が国から示されているところです。

我が国は、温室効果ガスの削減について、2030年（令和12年）度に2013（平成25年）年度比26.0パーセント減の水準（約10億4,200万t-CO₂）とする約束草案を示しています。

さらに、国では令和元年6月に閣議決定により、「脱炭素社会」を掲げ今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目標にするともに、2050年（令和32年）までに令和元年度に対して80パーセントの削減に取り組むこととしています。

地球環境問題を解決するためには、国レベルの対策はもちろんのこと、市、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体が協働して、地域レベルで取り組んでいく必要があります。また、特定フロンについては、生産が全廃になっており、フロン廃棄の際には、回収する必要があります。また、エネルギー消費過程で発生する二酸化炭素等の温室効果ガスは、地球温暖化を引き起こす要因となっています。今後、電気やガソリンなどのエネルギー使用量を削減し、地球環境への負荷の少ない生活様式に変えていくことが必要となっています。こうした状況を踏まえて、地球温暖化の防止やオゾン層保護のためのフロン対策及びエネルギーの効率的利用の促進など、地球環境保全に貢献する取り組みを進めていきます。（環境指標⑫）

また、エネルギーの効率的利用の促進については、次ページの環境指標⑬において、公用車中の低燃費・低公害車保有台数を掲げて増加を目指します。）

また、ゼロカーボンシティ宣言により、電気自動車の導入も検討します。

◇環境指標等◇

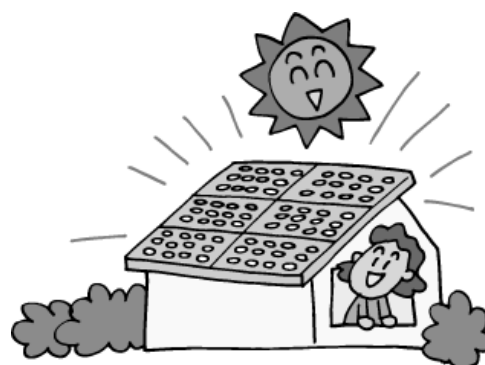
| 環境指標の項目 | | 現在値 | 将来目標値等 |
|----------------------------------|------------------------|---------------------------------|--------------------------------|
| ⑫ 地球温暖化の防止及び脱炭素化社会の実現に向けた取り組み | ◎エコアクション2.1登録事業者数 | 7社 | 10社 |
| | ◎市の事業に伴う二酸化炭素排出量の削減(※) | 24,024.4 t-CO ₂ | 21,341.0 t-CO ₂ |
| | 電気の使用に伴う排出 | (12,034.5) t-CO ₂ | (8,455.0) t-CO ₂ |
| | 燃料の使用に伴う排出 | (4,066.1) t-CO ₂ | (3,483.0) t-CO ₂ |
| | 自動車の使用に伴う排出 | (14.4) t-CO ₂ | (13.0) t-CO ₂ |
| | 廃棄物の焼却に伴う排出 | (7,862.4) t-CO ₂ | (9,349.0) t-CO ₂ |
| | し尿の処理に伴う排出 | (47.0) t-CO ₂ | (41.0) t-CO ₂ |
| ⑬ エネルギーの効率的利用の促進 | ◎公用車中の低燃費・低公害車保有台数 | 100台 | 増加 |

※1 この項目については、「野田市地球温暖化対策実行計画」に示す、基準年における排出量及び削減目標を環境指標とします。

2 市の事業に伴う二酸化炭素排出量の削減において現在値は、2015年度（平成27年度）の実績数であり、将来目標値は、政府が国連に提出した約束草案（温室効果ガスを2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比40パーセント削減する目標）をもとに、令和2年度の目標値である2013年度比16パーセント削減を設定します。

3 市の事業に伴う二酸化炭素排出量の削減において（）書きになっているものは、目安として記載しています。

地球環境保全への貢献を進めるために、地球温暖化の防止等やエネルギーの効率的利用の促進に関する取り組み内容を次ページ以降に示します。



◇◇具体的な取り組み◇◇

⑫地球温暖化の防止及び脱炭素社会の実現に向けた取り組み

◇ 市 ◇

- 地球規模で影響する環境問題として、国や地方自治体、事業者、国民等が一体となって温室効果ガスの削減に取り組みます。
- 地球環境保全に向けて各主体の意識の高揚と、関係機関との連携を図り、率先して行動します。
- 地球環境問題に関する動向を把握し、その情報提供や市民の意識啓発を行います。
- 省エネルギー意識を啓発し、温室効果ガスの排出を抑制します。
- 二酸化炭素の排出量の削減を進めるため、環境に配慮したエネルギー源の利用促進に取り組みます。
- エコアクション21など、企業における環境マネジメントシステムの導入を促進します。
- 公共交通機関の利用促進を積極的に進め、二酸化炭素の排出を抑制します。
- 電気自動車等の低公害車の導入を促進するとともに、市民・事業者への低公害車導入を指導・助言します。
- 職員の庁内研修などを通じて、地球環境問題への認識を深め、できることを一つ一つ実践します。
- 地球環境問題への関心と理解を醸成します。
- 「脱炭素社会」の実現に向けて、令和2年7月28日に宣言した「ゼロカーボンシティ」における具体的な取り組みを検討するとともに令和4年度が初年度となる野田市第4次地球温暖化対策実行計画において、市・事業者・市民のすべきことを明確にし、「脱炭素化」への取り組みに向けた地球温暖化対策の啓発等を行います。

◇ 事業者 ◇

- 社内研修などを通じて、地球環境問題への認識を深め、対策を実践していきます。
- 事業活動における温室効果ガスの発生を抑制します。
- フロンなどのオゾン層破壊物質を含まない製品の開発・生産を行い、また、購入・使用します。
- 通勤時の公共交通機関の利用や相乗り通勤などを励行します。
- 車両輸送の効率化を図ります。
- 来客用の駐輪場を設置します。
- 環境マネジメントシステムの導入を検討します。
- 地球環境問題に関するイベントや団体、活動などに積極的に参加・協力します。
- フロンを使用している製品は、適切に処理します。

◇ 市 民 ◇

- 講演会などを通じて、地球環境問題への認識を深め、生活習慣を見直して地球に優しいライフスタイルを実践します。
- 地球温暖化に関する認識を深め、温室効果ガスの発生を抑制します。
- 二酸化炭素の排出量が少ない製品を積極的に購入します。
- 住宅における省エネ設備の積極的な導入を図ります。
- オゾン層破壊物質を含まない製品を購入・使用します。
- 環境家計簿などを活用して、温室効果ガスの排出を抑制します。
- 自動車の利用を控え、積極的に公共交通機関や自転車を利用します。
- 地球環境問題に関するイベントや団体、活動に積極的に参加・協力します。
- 冷蔵庫、エアコン及びカーエアコンの廃棄は、フロン回収対策を確実にを行う業者に引取りを依頼します。

◇ 教 育 関 係 者 ◇

- 児童、生徒及び学生に対し、地球温暖化に関する環境教育を行います。
- 学校敷地内における再生可能エネルギー施設等を積極的に導入していきます。
- 自然エネルギーについて学ぶ機会を提供します。

◇ N P O 等の市民活動団体 ◇

- メンバー各自の生活や団体の事業活動の中で、率先して温室効果ガスの削減に取り組みます。
- 多様な交流を通じて、地球温暖化防止に関する情報を集め、市民に周知します。
- 団体の持つ知識を活かし、市や事業者、市民の取り組みを外から評価するとともに、温室効果ガスの削減に関する具体的な手法の提案を行います。
- オゾン層保護など地球環境保全に関する意識啓発に取り組みます。



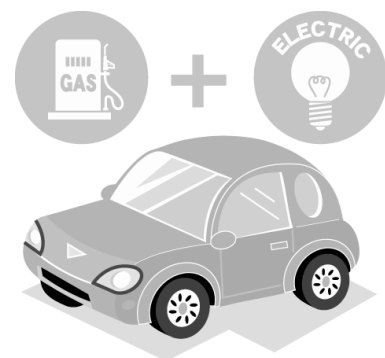
⑬ エネルギーの効率的利用の促進

◇ 市 ◇

- エネルギーの効率的な利用に関する情報提供と意識啓発を進めます。
- エネルギーの効率的利用を促進し、公共施設における省エネルギー化に取り組むとともに、再生可能エネルギーの推進に取り組みます。
- 再生可能エネルギー等を利用した住宅用省エネルギー設備や省エネルギー化に資する設備への改修に関する普及拡大を促進します。
- 省エネルギーや省エネルギー機器に関する情報提供と意識啓発を進めます。
- 公用車を電気自動車等の低公害車、低燃費車などへの入替えを進めます。
- 省資源・省エネルギー型製品、エコマーク商品及びグリーン購入を推進します。
- 公共施設及び民間施設の雨水利用を推進します。
- 農地や緑地などの保水機能の確保や透水性舗装などを実施し、雨水の地下浸透を進めるとともに、雨水の貯留施設を設け雨水の有効活用を検討します。
- 庁舎等公共施設のエネルギー利用状況を把握し、公表します。

◇ 事業者 ◇

- エネルギーの効率的な利用に関する情報を収集し、その利用の可能性を検討します。
- 再生可能エネルギー設備の設置事業者においては、地域との共生を図ること。
- 省エネルギー型の設備や事務機器を購入します。
- 省エネ診断事業などを活用し、徹底した省エネ活動に取り組みます。
- 電気、ガス、ガソリン等の燃料使用量を節減します。
- 部品の調達、製造、物流、使用及び廃棄のあらゆる段階で環境負荷を低減する活動を行います。
- 営業車を電気自動車等の低公害車、低燃費車などへの買替えを検討します。
- 節水に取り組みます。
- 環境マネジメントシステムなどを活用し、管理責任者や削減計画を定めるなど、事業所のエネルギー利用状況を把握するとともに、計画的な節電等に取り組みます。
- 省エネ型機器を積極的に販売します。
- 適正な温度で冷暖房を使用します。
- 省エネ型事務機器を積極的に導入します。
- 事業活動でのエネルギーの利用効率の改善を図ります。
- 雨水の有効活用や、雨水の地下浸透に努めます。



◇ 市 民 ◇

- エネルギーの効率的な利用に関する情報を収集し、その利用の可能性を検討します。
- エネルギー効率の良いエコ製品を選び、省エネルギー型家電製品を購入します。
- 電気、ガス、ガソリン等の燃料使用量を節減します。
- 低公害車、低燃費車などへの買換えを検討します。
- 燃費を良くするエコドライブを心掛けます。
- 新エネルギーに関する情報を収集し、その利用の可能性を検討します。
- 適正な温度で冷暖房を使用します。
- 省エネ型住宅づくりを行います。
- 住宅に太陽光発電、蓄電池等の省エネ技術の導入を検討します。

◇ 教 育 関 係 者 ◇

- エネルギーの効率的な利用に関する情報を収集し、環境学習に活用します。
- 電気やガス、ガソリン等の燃料の効率的利用に関する教育をします。

◇ N P O 等の市民活動団体 ◇

- エネルギーの効率的な利用に関する情報を収集し、その利用の可能性を市民に伝えます。
- 自然エネルギーの活用に関する情報を収集し、その利用の可能性を広く発信します。



基本方向 5：快適な都市環境の確保

- ⑭豊かなみどりの確保
- ⑮触れ合える水辺づくり
- ⑯良好な景観の形成
- ⑰歴史的文化的遺産の保護・継承

都市のみどりや水辺は、市民に身近なうるおいとやすらぎを与え、レクリエーション空間や防災の機能を持つとともに、二酸化炭素吸収源など大気の浄化、動植物の生息・生育空間、良好な景観の形成などの役割を担っています。

当市は、利根川、江戸川、利根運河などの水辺空間やそれを取り巻く豊かなみどりに恵まれており、市民の憩いの場となっています。

また、美しい街並みは、みどりと水などの自然の要素と、街路や建築物など都市の構造物とが一体的に調和して良好な景観を形成しています。

市内に存在する歴史的文化的遺産は、市民の誇り、愛着を醸成するなど、様々な面を持っており、大変重要なものです。

これらの歴史的文化的遺産は、地域の歴史や文化を認識するために、さらには人々の心を豊かにする地域の資源として大きな役割を担っています。

このような状況を踏まえ、豊かなみどりを確保するとともに、触れ合える水辺づくりや、良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保護・継承に関する取り組みを進めていきます。

豊かなみどり、触れ合える水辺が確保されている状況を把握するため、水辺広場の数を環境指標とします。また、良好な景観形成については景観基本計画の策定と歴史的文化的遺産の保護・継承については、指定文化財の件数を環境指標とします。

◇環境指標等◇

| 環境指標の項目 | | 現在値等 | 将来目標値 |
|---------------------|---------------------|--------|--------|
| ⑭豊かなみどりの確保 | ◎苗木配布数 (花苗、球根含む) | 1, 960 | 1, 800 |
| ⑮ 触れ合える水辺づくり | ◎水辺広場の数 | 3か所 | 3か所 |
| ⑯ 良好な景観の形成 | ◎景観形成対象地区数 | | ※1 |
| ⑰ 歴史的文化的遺産の保護・継承 | ◎指定文化財の件数 ※2 | 35件 | 39件 |

※1 現状では、地区計画等により建築物の色彩、意匠などの誘導を行うことで良好な景観の形成に努めているが、景観計画については、私的財産等の利害関係が発生す

るため、慎重に審議を進めることが必要であることから、計画に位置付けるものの将来目標値については検討している。

また、景観形成対象地区には含まれないが、「ちば遺産100選」に選定されている「野田市利根川の瀬替えと水辺景観」については、江戸時代に関宿地区周辺の大地を開削し、江戸川が作られ利根川及び江戸川沿いには広大な田園地帯が広がっている。

現在も関宿地区周辺には、江戸時代以来の水利工事の痕跡が残され、利根川と江戸川が分流する水辺景観の中に水利事業の歴史を読み取ることができ景観と歴史的な価値を兼ね備えている。

※2 指定文化財には、＜「近代化産業遺産群 16. 激しい産地間競争等を通じ近代産業へと発展した利根川流域等の醤油醸造業の歩みを物語る近代化産業遺産群」＞が指定されており、利根川上流には、改修のシンボルである関宿水^こ閘門や水門が存在し、後世に引き継ぐ重要があることから、この二つを新たに将来目標として加えております。

快適な都市環境を確保するための、豊かなみどりの確保、触れ合える水辺づくり、良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保護・継承に関する取り組み内容を以下に示します。

◇◇具体的な取り組み◇◇

⑭ 豊かなみどりの確保

◇ 市 ◇

- 公共施設や道路などにおける緑化を進めます。
- 地域ごとに特色のある街路樹・緑道整備を進め、地域に密着した緑化を行います。
- 公園や河川敷などを利用した体験型イベントや学習会を支援します。
- 市民参加によるふるさと花づくり運動等を推進します。
- 地域住民の自主管理による公園や緑地などの管理を推進します。
- 市民ボランティアと協力して、公共施設などの緑化推進運動を展開します。
- ヒートアイランドに係る監視及び調査を実施します。
- みどりの活用と保全を図るため、市民の森、三ツ堀里山自然園、江川地区の周辺斜面林等の保全を推進します。
- 公園を始めとする公共用地の緑化や街路樹等の適正な維持管理を図ります。

◇ 事業者 ◇

- 工場や事業所、商店などの敷地内で花や樹木を育て、事業所内の緑化を実施します。
- 工場周辺に緩衝的なみどりを配置し、住宅地と共存できる環境づくりをします。
- 開発行為等の際は、みどりの保全や緑化に努めます。
- 緑化運動やみどりの保全活動に積極的に参加・協力します。
- 緑地の所有者（管理者）は、緑地の草刈りや剪定などを行い適切に維持管理します。
- 事業所での緑化に際しては、周辺の緑地との連続性に配慮します。
- 工場・事業所の屋上・壁面緑化に積極的に取り組みます。

◇ 市民 ◇

- 生け垣や花壇、庭やベランダ、屋上などで花や樹木を育て、敷地内の緑化を実施します。
- 敷地内や所有地の草刈りや剪定などを行い適正に維持管理します。
- 公園や河川敷などを利用した緑化に関するイベントや学習会などに積極的に参加し、緑化への理解を深めます。
- 住民主導のボランティアによる公園などの清掃活動や街路樹の整備などに積極的に参加します。
- 市が実施する「緑化推進運動」に参加します。
- 「緑のカーテン事業」（グリーンカーテン）に取り組むことで窓からの日差しを軽減し室内温度の上昇を抑制します。
さらに、植物の蒸散作業により周囲を冷ますことが期待できるとともにエアコンの効率的な運転により温室効果ガスの抑制にも繋がります。
- 花壇や生け垣の水やりや道路への打ち水を実施します。

◇ 教育関係者 ◇

- 校内に生け垣や花壇、屋上などで花や樹木を育て、みどりと触れ合う機会を充実します。
- 公園や河川敷などを利用した緑化に関するイベントや学習会などに積極的に参加し、環境学習に活用します。
- 公園などの清掃活動や街路樹の整備などに積極的に参加します。

○市が実施する緑化推進運動に参加します。

◇NPO等の市民活動団体◇

○緑化運動やみどりの保全活動を積極的に行い、まちの緑化に協力します。

○施設の草刈りや剪定などを行い適正に維持管理します。

○公園や河川敷などを利用した緑化に関するイベントや学習会などを開催し、市民の緑化への理解を深めます。

○住民主導のボランティアによる、公園などの清掃活動や街路樹の整備などに積極的に参加します。

○市が実施する緑化推進運動に参加します。



三ツ堀里山自然園



⑮ 触れ合える水辺づくり

◇ 市 ◇

- 市民にとって快適な水辺空間を整備します。
- 市民の憩いの場として、河川敷や水路敷の活用を推進します。
- 市民が安心して利用できるスポーツ、レクリエーションの場として、水辺を多目的に利用できるような空間づくりを進めます。
- みどりと水を連続してつなぐネットワークづくりなど、みどりと水に触れ合える機会を創出します。
- 水辺を活用した各種イベントの開催や河川愛護意識の醸成、河川浄化運動等を進めます。
- 魚や昆虫、水鳥などが生息できるような水域や水辺の保全・再生に努めます。
- 三市（柏、野田、流山）の連携による利根運河の継続的な導水による水質及び水量の改善を進めるとともに、周辺の水辺や緑地の保全・再生に努めます。
- 貴重な水辺空間・緑地空間を保全・再生し、みどりと水のネットワークの形成を図り、野生生物の生育・生息空間の確保に努めます。

◇ 事業者 ◇

- 事業計画に当たっては、快適な水辺環境の実現と自然保護に配慮しながら、地域特性に応じた水辺空間を創出します。
- 河川愛護意識の醸成や啓発活動、美化運動に積極的に参加・協力します。
- 工場・事業所等からの排出水の水質向上に努めます。

◇ 市民 ◇

- 水辺を利用したレクリエーション活動などにより、水辺に親しみ、河川愛護の意識を高めます。
- 河川や水路の清掃や草刈りなどに参加し、水辺の美化活動に協力します。
- 水辺を利用する際には、ごみや空き缶などは持ち帰り、汚さないよう心掛けます。
- 家庭からの生活排水の水質向上に努めます。

◇ 教育関係者 ◇

- 水辺の生物観察や、水辺を利用したレクリエーション活動を実施し、水辺に親しみ、河川愛護の意識を高めます。

◇ NPO等の市民活動団体 ◇

- 水辺を利用したレクリエーション活動に取り組み、水辺に親しみ、河川愛護の意識を高めます。
- 河川や水路の清掃や草刈りなどに参加し、水辺の美化活動に協力します。
- 水辺づくりの知識やノウハウを提供します。
- 先進的な水辺づくりを研究し、情報を発信します。
- 水辺の定期的な監視を実践します。

⑩ 良好な景観の形成

◇ 市 ◇

- まちづくりと合わせた新たな景観の形成を進めます。
 - ・市街地の整備に際しては、計画的な指導及び調整を行い、良好な景観を形成します。
 - ・水辺景観や田園景観を活かしつつ、点在する身近な歴史的資源を活かした野田市の歴史を伝える景観形成を図るため、市民の意見を反映させた景観計画の策定及び景観条例の制定に取り組みます。
 - ・みどり豊かな公園や歴史的な資源を活かした魅力的な街並みや景観形成に取り組み、美しく暮らしやすいまちづくりを進めます。
 - ・道路、駅前などを整備し、利便性と安全性の高い良好なまちづくりを進めます。
- 街路樹や緑地の適正な管理を行います。
- 美観を損ねる看板や広告塔の設置は控え、良好な都市景観に配慮します。
- 市民・事業者へ都市のみどりや景観、美観などについて、意識啓発を行います。
- 事業者や市民が行う公共の場所の清掃や美化活動を支援します。
- 各家庭で植栽する植物や樹木などが、道路や隣地に影響が出ないように意識啓発を行います。
- 無秩序な開発による環境の破壊を防止するため、条例などにより必要な指導を行います。
- NPOと協働して市民への環境に対する意識の向上を図ります。

◇ 事業者 ◇

- 敷地周辺を緑化し、良好な景観の形成に協力します。
- 施設整備や屋外広告物の設置に際しては、周辺景観との調和に配慮します。
- 公共の場所の清掃や美化活動に参加・協力します。
- 開発行為等の際は、周辺の自然景観や地域資源に配慮します。
- 敷地周辺を緑化し、自然を取り入れた良好な都市景観の創出に協力します。
- 空き地を適正に管理します。
- 建築物を建設する際は、計画段階から建築物の色彩・形状などと、周辺の景観との調和を図るように努めます。

◇ 市 民 ◇

- 生け垣などで敷地内を緑化し、良好な景観の形成に協力します。
- 各家庭で植栽する植物や樹木などが、道路や隣地に影響が出ないよう適切に管理します。
- 家屋の建築や増改築に際しては、周辺環境との調和に配慮します。
- 所有する土地を適切に管理します。
- 家屋（空き家を含む）の庭木や空き地の雑草を適正に管理します。
- 公共の場所の清掃や美化活動に参加・協力します。
- 景観形成に関する活動に参加し、理解と実践に努めます。
- 郷土景観を代表する景勝地や歴史的な建築物などの保全に協力します。

◇ 教 育 関 係 者 ◇

- 歴史、文化、自然環境について学ぶ機会を提供することで景観の保全について正しい知識を得る機会を提供します。
- 校内敷地の管理について学ぶ機会を提供します。
- 公共の場所の清掃や美化活動の重要性を学ぶ機会を提供します。

◇ N P O 等 の 市 民 活 動 団 体 ◇

- 市が行う良好な景観の形成に協力します。
- 自然保護観察会等を通じ環境の大切さを啓発します。
- 公共の場所の清掃や美化活動に参加・協力します。
- 都市景観や地域づくりに関する研究を推進します。
- 街並み等の景観保全活動を推進します。



小船橋水辺公園



⑰ 歴史的文化的遺産の保護・継承

◇ 市 ◇

- 市内に点在する歴史的文化的遺産の保全と活用等により景観形成を図るため、市民の意見を反映させた「景観計画」の策定及び「景観条例」の制定に取り組みます。
- 文化財の調査研究を進めます。
- 文化財などの所有者・管理者に対し、保存措置や修理を支援します。
- 地域の歴史的文化的遺産に関する保護意識を啓発します。
- 地域の歴史的文化的資源などと、これらを取り巻く自然環境の適切な保全と活用を進めます。
- 地域の自然や歴史・文化との触れ合いの場を提供します。
- 名所旧跡は、地域の重要資源として保全し、活用します。
- 地域の歴史を研究し、記録を進めます。
- 豊かな自然環境を活用した学習や地域の歴史等を学習することにより、郷土を愛する豊かな心を育みます。

◇ 事業者 ◇

- 事業活動に際しては、市内に点在する歴史的文化的遺産の保護・保全に配慮します。
- 土地利用や事業の実施に当たっては、文化財などの保護・保全に配慮します。

◇ 市民 ◇

- 歴史的文化的遺産への理解とその保護・保全について学び、その保護・保全に協力します。
- 地域の自然や歴史・文化との触れ合い方を学習します。

◇ 教育関係者 ◇

- 歴史的文化的遺産への理解とその保護・保全を学ぶ機会を提供します。
- 地域の自然や歴史・文化との触れ合い方を学ぶ機会を提供します。

◇ NPO等の市民活動団体 ◇

- 歴史的文化的遺産への理解を深め、その保護・保全に協力します。
- 地域の歴史的遺産の発掘や保全活動を実施します。



千葉県立関宿城博物館



野田貝塚

基本方向 6 : みんなが参加する取り組み

⑱環境教育・環境学習の推進

⑲環境情報の共有とネットワークづくり

⑳環境保全活動の拠点づくり、組織づくり

多様化、複雑化した環境問題に対応していくために、各主体が一体となった取り組みが必要不可欠となっています。環境教育・環境学習は、環境意識を向上させるため、あらゆる年齢層、段階に応じて体系的に行っていく必要があります。

また、環境保全活動を促進するためには、各主体が有する環境に関する有益な情報を共有し、協力・連携していくことが求められています。

さらに、環境保全活動を支援する拠点の設置や環境に関する人材を育成するための体制づくり、組織づくりが求められています。

このような状況を踏まえて、環境教育・環境学習を推進するとともに、環境情報の共有とネットワークづくり、環境保全活動の拠点づくり、組織づくりに関する取り組みを進めていきます。

環境教育・環境学習の状況を把握するため、こどもエコクラブの登録数や小中学校での環境教育の実施校数を環境指標とします。また、環境保全活動の拠点づくり、組織づくりの状況については、市民講座・イベント回数及び環境活動団体数を指標とします。

◇環境指標等◇

| 環境指標の項目 | | 現在値 | 将来目標値等 |
|--------------------------|----------------|------|-------------|
| ⑱ 環境教育・環境学習の推進 | ◎こどもエコクラブの登録数 | 1クラブ | 5クラブ |
| | ◎小中学校での環境教育実施校 | 31校 | 全校 (31校) |
| 21 環境保全活動の拠点づくり、組織づくり | ◎市民講座・イベント回数 | 38回 | 現状維持 |
| | ◎環境活動団体数 | 10団体 | 10団体 |

みんなが参加する取り組みを進めるための、環境教育・環境学習の推進、環境情報の共有とネットワークづくり、環境保全活動の拠点づくり、組織づくりに関する取り組み内容を次頁に示します。

◇◇具体的な取り組み◇◇

⑱ 環境教育・環境学習の推進

◇ 市 ◇

- 環境に関する講演会やイベントの開催、広報による情報提供、職員による出前講座などを進めます。
- 環境に関する市民や市民活動団体が開催するイベントなどを支援します。
- 幼稚園から大学まで教育活動全体を通じて、発達段階に応じた環境学習を充実させます。
- 環境に関する知識やモラル、マナーなどの習得を通して、児童・生徒等が環境に配慮した行動を実践できるようにします。
- 環境に関する職員教育を実践し、意識の高揚を図ります。

◇ 事業者 ◇

- 環境に関する市や市民活動団体が開催するイベントなどに協力します。
- 環境に関する従業員教育を実践し、意識の高揚を図ります。
- 環境保全に関する取り組みを周知・公表します。
- 職場に環境保全の担当者を設置します。
- 保有するノウハウや人材等を生かし、環境学習の実施、場の提供、講師等の派遣などを通じて、地域と協力・連携します。

◇ 市民 ◇

- 市や市民活動団体等が実施する環境に関する教育や学習などに、積極的に参加します。
- 地域住民は、自ら有する知識や技能などを活かし、環境学習の機会づくりに協力します。
- 市や民間団体が実施する環境調査などに参加し、地域環境への知識や理解を深めます。
- 学校・地域・職場で学んだことを家庭で話し合い、お互い学び合って、日常生活や生活習慣を見直し、環境に配慮した暮らしを実践します。

◇ 教育関係者 ◇

- 幼稚園から大学まで教育活動全体を通じて、発達段階に応じた環境学習を充実させます。
- 環境に関する知識やモラル、マナーなどの習得を通じて、児童・生徒等が環境に配慮した行動を実践できるようにします。
- 幼稚園児には、自然や環境に対する興味・関心を持たせ、豊かな感受性を育てます。
- 小・中・高等学校の生徒には、教科の時間や学校行事等の中で環境学習を進めます。

◇ NPO等の市民活動団体 ◇

- 専門性を活かし、市や市民活動団体等が実施する環境に関する教育や学習などに、指導者としての役割を担います。
- 事業者、市民、教育関係者など各主体間の連携に積極的に協力し、環境学習に関する取り組みをコーディネートします。

⑱ 環境情報の共有とネットワークづくり

◇ 市 ◇

- 環境保全への取り組みに関する情報を収集、整理し、ホームページなどで公開します。
- 地域と連携し、回覧板の活用などで広報活動を充実します。
- 市と市民が双方向で情報交換できる、環境情報のネットワークづくりを進めます。

◇ 事業者 ◇

- 事業者間の環境保全への取り組みに関する情報を提供し、共有していきます。
- 環境に配慮した商品やサービスの情報を広く提供します。
- 環境情報のネットワークづくりに協力します。

◇ 市民 ◇

- 市に対して積極的に意見・提言を行うなど行政運営に参加します。
- 環境に関する情報を提供し、みんなと共有していきます。
- 環境情報のネットワークづくりに協力します。

◇ 教育関係者 ◇

- 環境保全に役立つ情報を提供します。
- 環境情報のネットワークづくりに協力します。

◇ NPO等の市民活動団体 ◇

- 市に対して積極的に意見・提言を行うなど行政運営に参加します。
- 環境活動の目的や状況を広く知らせ、市民の参加を募ります。
- 他の団体や市と情報を共有していきます。
- 環境情報のネットワークづくりに協力します。



⑳ 環境保全活動の拠点づくり、組織づくり

◇ 市 ◇

- 地域の環境保全活動を実践するための拠点づくりや、組織づくりを進めます。
- 市民の自主的な環境保全活動や組織づくりを支援します。
- 環境保全活動を実践する事業者、市民などを評価する顕彰制度の創設を検討します。
- 環境保全に関する市民活動や交流の場を整備します。
- 地域の環境保全について、実践的な指導が行える人材を育成します。
- 地域の様々な環境に関する情報や知識を持っている学識者などの情報を整理します。
- 地域の環境リーダーや環境アドバイザーなど、地域の環境に関する指導者として、実践的な指導を行える人材の育成を進めます。
- 事業者等の環境マネジメントシステムの導入を支援します。

◇ 事業者 ◇

- 地域の環境保全活動の拠点づくりや、組織づくりに協力します。
- NPO等の市民活動団体や市が主催する環境保全に関する活動やイベントに積極的に協力します。
- 職場のみんなが協力しあえる環境保全活動を考え、それを実践します。
- 関係する事業者や機関と連携し、環境保全活動などに積極的に協力します。
- 地域の環境リーダーや環境アドバイザーなど、地域の環境に関する指導者として、実践的な指導を行える人材の育成に協力します。
- 環境マネジメントシステムの導入を検討します。

◇ 市民 ◇

- 地域の環境保全活動の拠点づくりや、組織づくりに協力します。
- NPO等の市民活動団体や市が主催する環境保全に関する活動に積極的に協力します。
- 市民が協力しあえる環境保全活動を考え、実践します。
- 市や事業者と協力し、環境保全活動に積極的に取り組みます。
- 他地域の環境リーダーと協力して、効果的な環境保全活動を実施します。
- 自ら地域の環境リーダーや環境アドバイザーを目指します。
- 研修会に参加し、その知識を生かし地域における環境の輪を広げます。



◇ 教育関係者 ◇

- 地域の環境保全活動の拠点づくりや、組織づくりに協力します。
- 環境保全に役立つ情報を提供します。
- 環境保全に取り組む団体との交流を進めます。

◇ NPO等の市民活動団体 ◇

- 地域の環境保全活動の拠点づくりや、組織づくりに協力します。
- 地域の環境保全活動を企画し、実践します。
- 専門性を活かし、事業者や市民の相談相手となり、環境保全活動の指導者としての役割を担います。
- 環境保全に役立つ情報を提供します。
- 環境保全に関して、市、事業者、市民など、他の主体や市民活動団体と連携します。



第7章

重点施策



中央の杜「やまゆり」

第7章 重点施策

重点施策とは、環境基本計画を推進していく上で、全体をリードしていく施策として、特に重点をおいて取り組んでいくものです。

環境基本計画では、野田市が目標とする望ましい環境像を実現するために、当市の地域特性や意識調査の結果で明らかになった環境の現状と課題を踏まえて、五つの「重点施策」を提案します。

| 重点施策名 | 選 定 理 由 |
|-------------------|--|
| 1 生物多様性の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・「生き物が多い」、「みどり・自然が豊か」という市民意見が多くあるように、この貴重な自然を保全していくことが野田市の環境を保全する上での基本となることが考えられます。そのためには、生物多様性を保全することが重要であると考えられます。 ・平成24年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略（2012（平成24年）－2020年（令和2年））」に基づき、コウノトリが生息できる環境を関東平野に取り戻そうとする取り組みに当市は取り組んできていますが、そのためには、多様な野生生物を育む空間づくりを地球の人々と協力しながら行うことが必要です。 ・また県では「生物多様性ちば県戦略」（2008年（平成20年））を策定し、生物多様性の保全と持続的な利用に取り組んでいます。そして「生物多様性基本法」において、市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を定めるよう努めなければならないとされています。 ・市では平成27年3月に策定された「生物多様性のだ戦略」において、生物多様性を保全していくためには、市内全域にわたる生物多様性の保全と回復に関する取り組みを計画的に進めることが重要であるとしています。なお、令和4年3月を目標に「生物多様性のだ戦略」の見直しを進めています。 |
| 2 廃棄物の減量・リサイクルの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・当市では、ごみの分別収集等を通じた廃棄物の減量化・リサイクル化について、引き続き循環型社会を構築していく上で、重要な事項となっています。 ・そのため、市でもこの問題に重点的に取り組んでいきます。 ・指定ごみ袋の無料配布の枚数や大きさについても引き続き検討していきます。 |
| 3 地球温暖化防止への取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・第4次地球温暖化実行計画策定に当たり、市の取り組みに加えて、市民や事業者に対する取り組みや啓発について検討します。（SDGs及びゼロカーボンシティ宣言における目標の設定） ・太陽光発電をはじめとする再生利用可能なエネルギーの活用の周知や電気自動車等の低公害車両の導入の推進に取り組めます。 ・市、市民、事業者との協働の推進を行います。 ・低炭素化社会の実現に向けた取り組みを進めます。 |

| | |
|----------------|---|
| 4 地質環境保全施策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・地下水は、市民生活や産業活動などにおける貴重な人類共有の天然資源です。 ・汚染された地質環境を浄化することは難しいため、汚染状況の監視と指導を徹底する必要があります。 ・汚染構造を把握し、的確な対応をとる必要があります。 ・農薬や化学肥料の適正使用、家畜排せつ物の適正処理を指導する必要があります。 ・地下水の過度な利用が地域の地盤沈下を引き起こしてきた経緯があるので、今後とも適正な地下水利用を監視していくことが重要です。 |
| 5 環境教育・環境学習の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境問題に対応していくためには、環境との関わりについて理解と認識を深め、環境に配慮した生活・行動が求められており、環境教育・環境学習の果たす役割は重要となっています。 ・千葉県では、「千葉県環境学習基本方針」を策定し、市民、NPO等の市民活動団体、事業者、教育機関など、地域の様々な主体が、それぞれの特徴を活かしながら相互に連携・協働して、環境の保全・再生のために主体的に行動する人を育てる環境教育・環境学習の推進が求められています。 ・すべての環境への取り組みは、教育・学習から始まります。 |

重点施策 1 : 生物多様性の保全

野田市は、利根川、江戸川及び利根運河の三つの河川に囲まれ、豊かな自然を数多く残す都市です。こうした自然は、市内の中央の杜、野田市総合公園、野田市関宿総合公園、野田市スポーツ公園などの公園・緑地と合わせて、豊かな自然との触れ合いの場となっております。こうした自然は、生物の生息の場であるとともに、私たちの心にうるおいと安らぎを与えてくれます。

特に、市では、市民参加による生物多様性へ取り組みを推進し、生物多様性の理解を深めることで、自然と共生する地域づくりを進めていきます。

総合計画策定時における市民及び委員からの意見として、「野田市のみどりが失われている状況は残念である。ホタルが飛び交うような、多様な生物が田んぼに生息できるような環境が野田で実現できればと思う。」など生物多様性の保全と回復を望む声が寄せられています。

将来にわたって、みどりのふるさとである野田の豊かな自然環境や多種多様な生き物、すなわち生物多様性を保全していくため、市内全域にわたる生物多様性の保全と回復に関する取り組みを計画的に進めることが重要と考えます。

以上のことから、生物多様性を保全していくため、「生物多様性の保全」に取り組みます。

◇◇該当する施策の方向◇◇（基本方向）

③ 生物多様性の保全

◇◇具体的な取組例◇◇

- ・ NPOと市民が実施する生物多様性の保全活動への支援
- ・ 江川地区などの樹林地の保全
- ・ 水辺環境の保全と再生
- ・ コウノトリの飼育・野生復帰の推進
- ・ 利根川、江戸川における湿地の再生



重点施策2：廃棄物の減量・リサイクルの推進

私たちの生活の中で、ごみ問題は最も身近に接する環境問題のうちの一つであって、解決が急がれる課題でもあります。これまでの大量浪費型の社会システムへの反省をもとに、循環型社会の実現に向けた法整備も進み、分別回収やリサイクル活動なども活発になってきました。しかし、今でも私たちの周りにはありとあらゆる製品があふれ、それらの消費に伴って排出されるごみの多さには驚かされます。資源やエネルギー節約、地球環境のことを考えると、ごみを出した後の処理よりも、まずごみを出さないようにすることが肝要です。

当市では、このような状況を踏まえ、廃棄物の減量化やリサイクル化の促進、不法投棄対策等の廃棄物の適切な処理に取り組むとともに、意識啓発の促進や分別収集の徹底等に取り組み、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を市民や事業者と協働、連携により進め、更なる循環型社会の実現を目指し、事業者、市民や企業、市が一体となって環境への負荷を軽減し、快適で安全な野田市を実現するため、引き続き、ごみの減量及びリサイクルを推進していくことが必要です。

以上のことから、環境への負荷の少ない循環を基調とした地域社会を目指し、「廃棄物の減量・リサイクルの推進」に取り組みます。

◇◇該当する施策の方向◇◇（基本方向）

- ⑧ 廃棄物の減量化の推進
- ⑨ 資源化の推進

◇◇具体的な取組例◇◇

- ・ごみの減量化・リサイクル化への意識の向上と実践
- ・資源回収やリサイクル製品等の利用への理解と協力
- ・分別収集の徹底・拡大
- ・フリーマーケットの開催・不用品の活用の促進
- ・一般廃棄物処理基本計画の推進
- ・新清掃工場の整備



重点施策3：地球温暖化防止への取組

地球温暖化の影響により、南極氷床等の融解による海面上昇や局地的な豪雨や連続した猛暑日が地球規模で発生し世界的に喫緊な対策が求められているところです。

国は、「地球温暖化対策計画」を策定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」に基づき、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度（令和12年度）において2013年度（平成25年度）比26.0パーセント減（2005年度（平成17年度）比25.4パーセント減）の水準にする目標を掲げています。

更に地球温暖化によるリスクを低減し、持続可能な未来を実現するため、2050年（令和32年度）までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す取り組み（ゼロカーボンシティ宣言）を県や市に示したところです。

| ◇◇該当する施策の方向◇◇（基本方向） |
|---------------------------|
| ⑫ 地球温暖化の防止及び脱炭素化社会実現の取り組み |
| ⑬ エネルギーの効率的利用の促進 |

| ◇◇具体的な取組例◇◇ |
|-------------------------|
| ・電気自動車など低公害車車両の導入 |
| ・再生可能エネルギーの普及の推進 |
| ・省エネルギーの推進 |
| ・学校教育における地球温暖化問題への啓発の推進 |
| ・ゼロカーボンシティ宣言による取り組みの推進 |

重点施策4：地質環境保全施策の推進

地下水は、飲み水や災害緊急時の水資源としてだけでなく、工業や農業などの産業活動における重要な人類共有の天然資源です。また、地下水の過剰な摂取が、地盤沈下につながることから、地下水は地盤を保持する構造体としての性格を有します。地下水は一旦汚染されると浄化することは難しく、浄化までには長い年月がかかります。また、一たび沈下した地盤は、元のレベルに復元することはありません。

地質環境の保全としては、工場、事業場の排水等に環境基準を超過するような化学物質がないかを調査し、さらに、市内全域を2キロメートル四方に区分し、任意抽出した35か所の民間井戸を対象に有機塩素系化合物（トリクロロエチレン等）の調査・分析を行い、汚染状況を把握する必要があります。

地盤沈下対策としては、地下水の取水量を調査・監視することにより、地下水の過剰摂取を抑制していく必要があります。また、汚染の発生地区では、汚染の全体像を把握し、的確な対応をとる必要があります。こうした取り組みを通じて、健全な地質環境保全を図るとともに、地下水汚染等の地質環境に関する情報提供や啓発活動にも併せて取り組んでいきます。

◇◇該当する施策の方向◇◇（基本方向）

⑨ 地質環境の保全

◇◇具体的な取組例◇◇

- ・地下水利用の監視の徹底と発生源への指導
- ・地下水汚染地区での調査・監視の実施
- ・農薬・化学肥料の適正使用や家畜排せつ物の適正処理への指導
- ・地下水揚水量の調査・監視の推進
- ・地質環境保全に関する情報提供、啓発活動



重点施策5：環境教育・環境学習の推進

子どもは、感受性が豊かで様々なことに関心を持ち、何事も率直に受け入れることができます。したがって、小さなころから自然に接したり、環境保全について考えたりする機会を、家庭や地域、学校などを通じて提供していくことで、自ら考え、行動する市民に育てることにつながっていくものと考えられます。

一方、大人については環境への関心が高まっている反面、美化に関してはマナーの低下が指摘されていることから、環境保全に対する意識を高め、取り組みを促進するための環境啓発が求められます。

国では、「環境保全活動・環境教育推進法」が、幅広い実践的人材づくりに向けて詳細な規定を整備するため、平成24年10月1日に、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」として改正され、国及び地方公共団体に対して学校での各教科その他の教育活動を通じて体系的な環境教育が行われることが求められています。

さらに、市だけでなく、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体などが協力して学校・地域・職場等で環境教育を推進していくことが求められています。

これからは、各主体が環境教育を受けるだけでなく、環境学習の場を創出し、教える立場として相互の理解を深め、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体など様々な単位により環境に配慮した行動を推進していくことが必要です。

以上のことから、幅広い年齢層を対象に「環境教育・環境学習の推進」に取り組みます。

| ◇◇該当する施策の方向◇◇（基本方向） |
|---------------------|
| ⑱ 環境教育・環境学習の推進 |

| ◇◇具体的な取組例◇◇ |
|--|
| ・ 幼児から大人まで発育段階に応じた体験型学習の場の整備 |
| ・ 環境学習の場としての事業所の提供、講師派遣等による地域や教育機関と協力・連携 |
| ・ NPO等の市民活動団体の専門性を活かした環境学習の指導 |
| ・ 学校における体験型学習の場の整備 |
| ・ 地域の自然体験型学習プログラムの検討・実施 |
| ・ 環境学習ガイドブックやパンフレットの作成 |
| ・ 環境学習広域ネットワークの構築 |



第8章

計画の推進方策



みずきの町並み

第8章 計画の推進方策

1 計画推進の基本的考え方

本計画に掲げる「望ましい環境像」の実現、そのための施策の実施を計画的に推進していくため、計画の推進体制や仕組みなどを整える必要があります。

(1) 計画推進の体制づくり

施策の推進に関する全庁的な組織として、庁内関係各課などの代表で構成する「野田市環境基本計画推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置し、環境関連施策の総合調整と計画全体の進行管理を行います。また、事業者や市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体の具体的な取組内容や支援方策、イベントなどについて提言します。

(2) 計画推進の進行管理の仕組みづくり

「望ましい環境像」の実現に向け、具体的な取組を進めていきますが、今後「推進会議」は一定期間ごとに成果や問題点など進捗状況を把握し、評価します。評価に基づいて取組の内容を再検討し、更に取組を推進していきます。

この「取組の推進」→「進捗状況の把握と評価」→「取組の再検討」という一連の流れを繰り返すことによって、「望ましい環境像」の実現を図る進行管理の仕組みを築きます。

(3) 進行管理における環境指標

本計画の取組を進めるためには、現在、環境がどのような状態にあるのかを知ることが大切です。

そのため、本計画では、環境の状況を知るための「ものさし」となる環境指標を設定し、定期的にその達成状況や変化を把握することにより計画を効果的に進めます。

進捗状況については、達成度合いを「☆、☆☆、☆☆☆印」による評価を行います。

この環境指標は、計画の推進段階において必要に応じて見直しや追加をしていきます。「推進会議」では、進捗状況の把握と評価を定期的に行うとともに、環境指標の達成状況の分析を行います。

計画全体の進捗状況、環境指標の達成状況などは、環境に関する年次報告書である「野田市環境調査報告書」等により公表を行い、市民や事業者などから意見を求めます。

これらの進捗状況や達成状況、市民や事業者の意見は、「環境審議会」に報告して意見を求め、次年度以降の各主体の取組に反映させます。

(4) 計画の見直し

速やかな対応が必要な新たな課題の発生や、技術革新などに伴う施策の転換などに、柔軟に対応していくため、計画は中間年を目途に見直しを図ります。

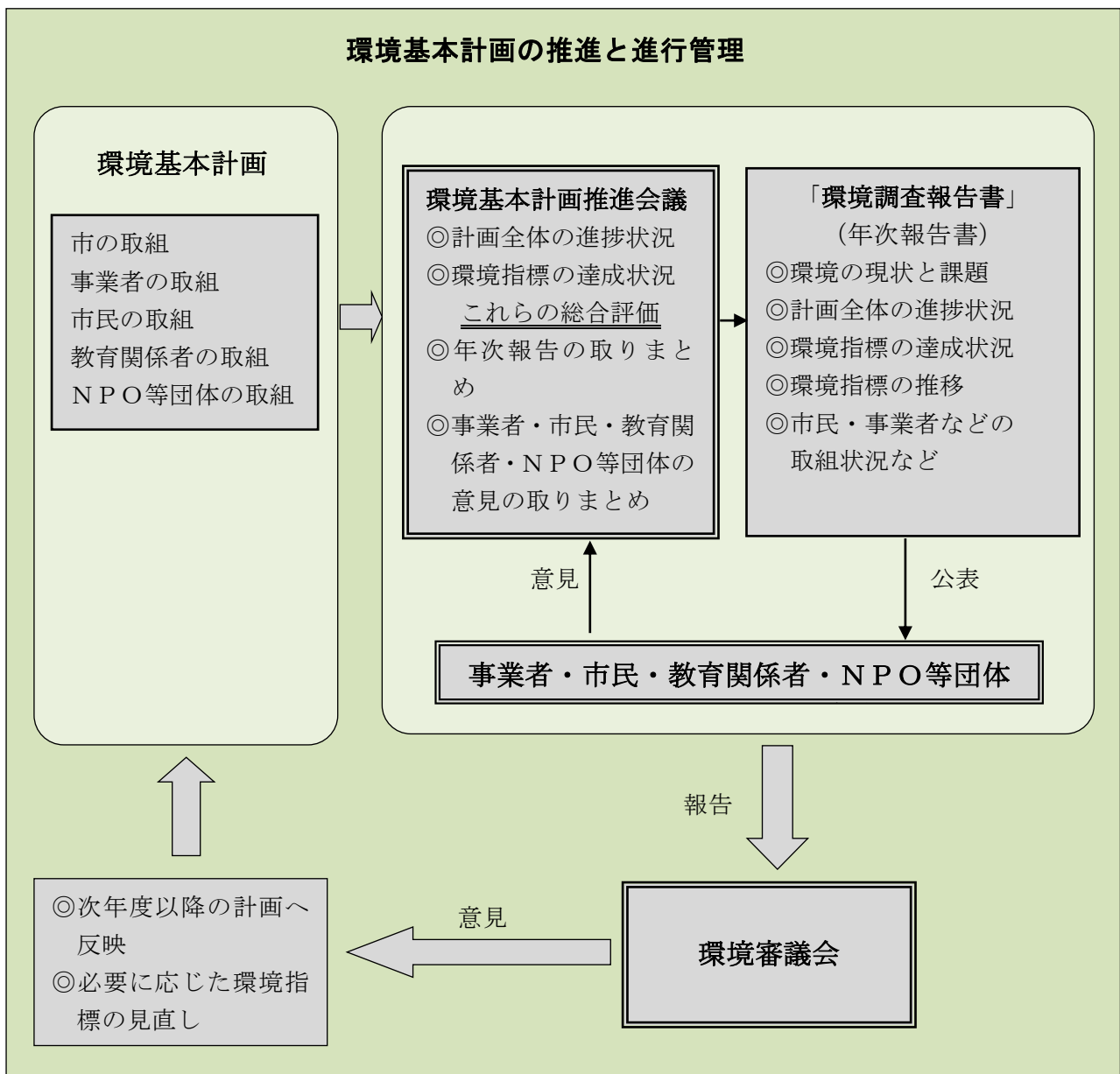
2 計画の周知

自主的な環境保全活動が継続的に実践されるよう、事業者や市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体などに分かりやすく本計画の内容を知らせる必要があります。そのため、次のことを行います。

- 計画書、計画書概要版の配布：本計画書は、関係機関や公共機関に置き、誰でもいつでも見ることができるようにします。
- 各種イベントの開催：事業者や市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体を対象とした環境フォーラムなどのイベントを開催し、計画の周知や推進のための啓発を行います。

3 財源の確保

市は、本計画に掲げる環境施策や関係事業を、市総合計画の中の基本計画の実施計画に位置付け、円滑な推進に向け適切な予算の確保に努めます。



資料編



水生植物園

諮 問

野環環第121号
令和2年7月8日

野田市環境審議会
委員長 菊池喜昭様

野田市長 鈴木有

諮 問 書

野田市環境審議会条例第2条の規定に基づき、次の事項について、貴審議会の意見を求めます。

1 諮問事項

野田市環境基本計画の策定について

2 諮問趣旨

野田市では、廃棄物の不法投棄や水質汚濁などの身近な問題から地球温暖化など地球規模の問題まで山積しており、環境をめぐる問題に対応すべく、平成23年3月に環境基本計画を策定し、野田市環境基本条例に掲げる基本理念を踏まえ、6つの基本方向と4つの重点施策を掲げて、施策を展開しております。

さらに平成29年3月には各施策の進行状況を考慮し中間見直しを行ったところで

す。本計画は、令和2年度を目標年度としており、環境問題や社会情勢の変化などを踏まえ、計画の実効性を高める観点から見直しを行います。

つきましては、野田市環境基本計画の見直しについて諮問しますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

答 申

令和3年1月29日

野田市長 鈴木 有 様

野田市環境審議会
委員長 菊池 喜昭

野田市環境基本計画の見直しについて（答申）

令和2年7月8日付け野環環第121号で諮問のありました「野田市環境基本計画」の見直しについて、当審議会において慎重に審議した結果、別添の野田市環境基本計画（改訂案）のとおり答申します。

なお、本計画に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう求めます。

環境審議会委員名簿

令和3年3月31日現在

| 区 分 | 氏 名 | 役 職 |
|------------------------|-------------|------|
| 学識経験者 | 菊 池 喜 昭 | 委員長 |
| | 鍛 冶 利 幸 | |
| | 関 根 理 恵 | |
| | 浅 野 幸 男 | |
| 一般社団法人野田市医師会 を代表する者 | 鈴 木 隆 一 | |
| 野田市薬剤師会を代表する 者 | 島 田 ゆ か り | |
| 商工団体を代表する者 | 香 西 陽 一 郎 | 副委員長 |
| | 竹 澤 浩 美 | |
| 農業団体を代表する者 | 舘 岡 誠 | |
| 労働団体を代表する者 | 横 山 幸 男 | |
| 自然保護団体を代表する者 | 山 中 啓 司 | |
| 女性団体を代表数する者 | 五 百 川 和 家 恵 | |
| 公募に応じた市民 | 上 口 清 彦 | |
| 公募に応じた市民 | 添 野 博 | |

(順不同・敬称略)

野田市環境基本条例

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を防止するよう行わなければならない。
- 3 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現して行くよう行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、国際協力の見地から、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 4 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(環境の状況等の公表)

第7条 市長は、毎年、環境の状況等を公表するものとする。

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、野田市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全に関する施策の方向
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見が配慮されるよう努めるものとする。
 - 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ野田市環境審議会の意見を聴かなければならない。
 - 5 市長は、環境基本計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、施策の策定等に当たっては、環境の保全に配慮しなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第10条 市は、公害を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する協定の締結)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための助成措置)

第12条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を執るよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第13条 市は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業の推進に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

(環境の保全に関する学習の推進)

第15条 市は、事業者及び市民が環境の保全への理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第16条 市は、事業者、市民又はこれらの者の構成する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(監視等の実施)

第18条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定及び検査の実施に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第19条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(環境の保全の推進体制の整備)

第20条 市は、事業者及び市民との協力により、環境の保全を推進するための体制を整備するものとする。

(他の地方公共団体との協力)

第21条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、県及び他の市町村と協力して、その推進を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市民等アンケート調査結果 様式

○市民アンケート

市民アンケート（調査票）



この調査票に回答をご記入のうえ、返信用封筒でご返送ください。（調査内容は4ページあります。）

問1 あなたご自身について ①～⑥で該当するものを**それぞれ1つ**選び印を付けてください。

- ①性 別 男性 女性
-
- ②年 代 18～19歳 20歳代 30歳代 40歳代
 50歳代 60歳代 70歳代以上
-
- ③職 業 農業 自営業 会社員・公務員 専業主婦(主夫)
 パート・アルバイト 学生 無職
 その他 []
-
- ④居住年数 3年未満 3年～5年未満 5年～10年未満 10年～20年未満
 20年～30年未満 30年～40年未満 40年～50年未満 50年以上
-
- ⑤住居種類 戸建て（持家） 分譲マンション 民間の賃貸住宅（戸建・マンション）
 公営の賃貸住宅 社宅・公務員住宅など給与住宅 その他
-
- ⑥居住地区 関宿地区 二川地区 木間ヶ瀬地区 中央地区
 東部地区 南部地区 北部地区 川間地区
 福田地区 わからない

問2 あなた自身が関心のある環境問題について 次の中から**5つ**選び印を付けてください。

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 大気汚染 | <input type="checkbox"/> 微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染 |
| <input type="checkbox"/> 河川や池などの水質汚濁や汚染 | <input type="checkbox"/> 有害化学物質（ダイオキシンなど）による汚染 |
| <input type="checkbox"/> 自動車などの交通騒音・振動 | <input type="checkbox"/> 工場や事業場からの悪臭・騒音・振動 |
| <input type="checkbox"/> 放射性物資による環境汚染 | <input type="checkbox"/> 熱帯林や野生生物種の減少 |
| <input type="checkbox"/> 身近な動植物の生息・生育環境の問題 | <input type="checkbox"/> 水辺景観など自然景観の変化 |
| <input type="checkbox"/> 開発等による自然の減少 | <input type="checkbox"/> 耕作放棄地や荒地の増大 |
| <input type="checkbox"/> 空き家・空き地の増大と管理不足 | <input type="checkbox"/> 町並み景観、都市景観に関する問題 |
| <input type="checkbox"/> 地球温暖化問題（二酸化炭素排出抑制） | <input type="checkbox"/> 気候変動による豪雨など極端な現象の増加 |
| <input type="checkbox"/> 節電など省エネやエネルギーの有効利用 | <input type="checkbox"/> 太陽光発電など再生可能エネルギー活用問題 |
| <input type="checkbox"/> ごみの不法投棄・ポイ捨てなど | <input type="checkbox"/> ごみの減量化・資源化 |
| <input type="checkbox"/> 食品ロス問題や生ごみの減量 | <input type="checkbox"/> プラスチックごみの増加や分別・資源化など |
| <input type="checkbox"/> 海洋プラスチックごみ対策 | <input type="checkbox"/> ごみ処理費用など環境保全経費の増加 |
| <input type="checkbox"/> 環境教育・環境学習機会の低下 | <input type="checkbox"/> 地域の環境保全活動への参加者の減少 |



00000004X1W

市民-1





問3 野田市の環境の現状について

① 野田市全般の環境についてどう感じていますか。 1つ選び印をつけてください。

- 満足 やや満足 やや不満 不満 わからない

② 野田市全般の環境について、次の1～17の項目についてどう感じていますか。

| それぞれの項目について、右の欄のあてはまるものを1つ選んで印をつけてください。 | 満足 | やや満足 | やや不満 | 不満 | わからない |
|---|----|------|------|----|-------|
| 1 空気のきれいさ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2 川や池のきれいさ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3 まちの清潔さ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 4 まちの静けさ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5 緑とのふれあい・豊かさ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 6 水辺とのふれあい | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 7 土とのふれあい | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 8 野鳥等との親しみ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 9 自然景観の楽しみ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 10 町並みの美しさ・ゆとり | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 11 街路の快適さ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 12 広場のゆとり | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 13 神社など文化財の豊かさ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 14 バス・鉄道の公共交通機関の利便さ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 15 太陽光発電など再生可能エネルギーの活用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 16 浸水など自然災害の少なさ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 17 自治会などによる環境保全活動の活発さ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

問4 野田市の望ましい環境像にふさわしい言葉 次の中から3つ選び印を付けてください。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 人と自然とが共生するまち | <input type="checkbox"/> 緑豊かなまち |
| <input type="checkbox"/> 魅力ある産業と快適な環境のまち | <input type="checkbox"/> 広場や公園などが整備されたまち |
| <input type="checkbox"/> 歴史的・文化的環境のまち | <input type="checkbox"/> きれいな水（美味しい水も含む）のまち |
| <input type="checkbox"/> 美しい自然景観のまち | <input type="checkbox"/> 美しい町並みのあるまち |
| <input type="checkbox"/> すがすがしい空気のまち | <input type="checkbox"/> 快適な水辺環境のまち |
| <input type="checkbox"/> 環境にやさしい暮らしができるまち | <input type="checkbox"/> 安全・安心して暮らせる環境のまち |
| <input type="checkbox"/> 子どもたちが外で楽しく遊ぶまち | <input type="checkbox"/> みんなで環境を守り・育むまち |



00000004Xn8





問5 日常生活での環境にやさしい取り組み（行動）についてお聞きします。

| | | | | |
|---|--------------------|--------------------------|---|---|
| 次の1～17の取り組みについて、あなたはどのようしていますか。右の欄のあてはまるものを1つ選び印をつけてください。 | いつも 取り組 んでいる | 行うよ うが ころが けている | 今後 も 行 う つ も り は な い | わか ら な い・ 該 当 し な い |
|---|--------------------|--------------------------|---|---|

① エネルギーを大切に使うために

- 1 照明やテレビはこまめに消している..... 0 0 0 0
- 2 冷暖房の温度設定はこまめに行い、省エネしている..... 0 0 0 0
- 3 冷蔵庫は開けっ放しにせず、食品を詰め過ぎないようにしている.... 0 0 0 0
- 4 車の利用を控え、自転車やバス・電車などを利用している..... 0 0 0 0
- 5 電気・ガソリンなどの使用状況をこまめにチェックしている.... 0 0 0 0

② 水資源を大切に使うために

- 6 お風呂は間をあけずに続けて入っている..... 0 0 0 0
- 7 水を流しっぱなしにしないなど、こまめに節水している..... 0 0 0 0
- 8 使い終わった油などは排水口に流さないでいる..... 0 0 0 0
- 9 雨水タンクや溜め水を使用している..... 0 0 0 0

③ ごみの減量化・資源化のために

- 10 買い物袋を持ち歩き、レジ袋や包装は断わっている..... 0 0 0 0
- 11 地域の資源回収活動に参加している..... 0 0 0 0
- 12 不用品はリサイクル店やネットオークション等に出し再利用している.. 0 0 0 0
- 13 生ごみ堆肥化装置等を利用している..... 0 0 0 0
- 14 生ごみや食べ残しを出さないよう調理や料理を工夫している..... 0 0 0 0

④ まちの美化や生態系の保護のために

- 15 ごみは決められた日時にごみ集積場に出している..... 0 0 0 0
- 16 家のまわりの美化や清掃をしている..... 0 0 0 0
- 17 除草剤や農薬、殺虫剤の使用を控え、使っても適量を心がける.. 0 0 0 0

問6 省エネや自然エネルギー設備について。

| | | | | | |
|--|------------|-----------|--------------|--------------|-------------------|
| 1 から 7 のそれぞれの項目について、右の欄にあてはまるものを1つ選び印をつけてください。 | 導入し ている | 導入を 予定 | 将来は導 入したい | 将来も導 入しない | わか ら な い |
|--|------------|-----------|--------------|--------------|-------------------|

- 1 太陽光発電..... 0 0 0 0 0
- 2 太陽熱温水器..... 0 0 0 0 0
- 3 高効率給湯器（エコキュートやエコジョーズ等）..... 0 0 0 0 0
- 4 家庭用リチウムイオン（蓄電池システム）..... 0 0 0 0 0
- 5 家庭用燃料電池（エネファーム、エコウィル等）..... 0 0 0 0 0
- 6 ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）..... 0 0 0 0 0
- 7 電気自動車など次世代自動車..... 0 0 0 0 0



00000004XrW





問7 環境を良くしていく取り組みについてお聞きします。

① あなたは、市の環境保全等に関する計画などについて知っていますか。

| それぞれの項目について右の欄のあてはまるものを1つ選び印をつけてください。 | 知っている | | | |
|---------------------------------------|--------|----------------|-----------|-----------|
| | 活用している | 聞いたことがあるが、知らない | 知らないが知りたい | 知らないわからない |
| 1 野田市環境基本計画..... | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2 野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）..... | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3 生物多様性のだ戦略..... | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 4 野田市地球温暖化対策実行計画..... | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5 野田市環境調査報告書（毎年度）..... | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 6 野田市ホームページ「くらしの便利帳」生活環境関連ページ.. | 0 | 0 | 0 | 0 |

② これからの環境づくりに向け、どんなことを優先して取り組むべきと考えますか。とくに優先して取り組む必要があると考える内容を5つ選び、印をつけてください。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 大気汚染の防止 | <input type="checkbox"/> 河川や池などの水質汚濁や汚染の防止 |
| <input type="checkbox"/> 有害化学物質による汚染防止 | <input type="checkbox"/> 放射線量などのモニタリングの継続 |
| <input type="checkbox"/> 騒音・振動の防止 | <input type="checkbox"/> 工場・事業場などからの悪臭防止 |
| <input type="checkbox"/> 水辺の自然や景観の保全 | <input type="checkbox"/> 身近な動植物の生息・生育環境の保全 |
| <input type="checkbox"/> 森林や農地の保全と管理 | <input type="checkbox"/> 特定外来種対策 |
| <input type="checkbox"/> 野生鳥獣被害対策 | <input type="checkbox"/> 空き家・空き地の管理・環境保全対策 |
| <input type="checkbox"/> 市街地や住宅地、広場などの緑化 | <input type="checkbox"/> 省エネやエネルギーの有効利用の推進 |
| <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーの活用 | <input type="checkbox"/> 地球温暖化による暑熱・自然災害等への対応 |
| <input type="checkbox"/> ごみの減量化・資源化の推進 | <input type="checkbox"/> ごみの不法投棄・ポイ捨てなど |
| <input type="checkbox"/> 食品ロス対策や生ごみの減量化 | <input type="checkbox"/> プラスチックごみの減量とリサイクルの推進 |
| <input type="checkbox"/> 高齢世帯などのごみ収集体制の整備 | <input type="checkbox"/> 地域の環境保全活動の促進 |
| <input type="checkbox"/> 環境教育・環境学習の推進 | <input type="checkbox"/> 周辺自治体との連携による環境保全対策 |
| <input type="checkbox"/> その他 [|] |

③ 環境保全活動への参加について 参加している活動に印をつけてください(複数可)。

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 自然観察会や身近な生きもの調査 | <input type="checkbox"/> 学校や地域での環境教育・環境学習 |
| <input type="checkbox"/> 自治会が行う資源回収 | <input type="checkbox"/> フリーマーケットなどリサイクル活動 |
| <input type="checkbox"/> 花いっぱい運動などの環境美化活動 | <input type="checkbox"/> 道路や公園などの清掃活動 |
| <input type="checkbox"/> 環境祭などの環境イベント | <input type="checkbox"/> 環境に関するボランティア団体で活動 |

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

また、野田市の環境や環境基本計画について、ご意見などがありましたら、別紙「アンケートにご協力をお願いします」の裏面「自由意見記載欄」にご記入の上、この調査票と一緒に返信封筒でお送りください。

市民-4



00000004X0R



○事業者アンケート

事業者アンケート（調査票）



この調査票に回答をご記入のうえ、返信用封筒でご返送ください。（調査内容は4ページあります。）

（注）市内にある事業所（複数ある場合は主たるもの）についてお答えください。

問1 貴事業所のことについて、それぞれにあてはまるものを1つ選び、印をつけてください。

①主たる業種

農業・畜産業 水産業 建設業・鉱業 製造業

電気・ガス供給業 運輸・通信業 卸売・小売業 宿泊・飲食業

金融・保険業 サービス業（医療・介護） サービス業（その他）

その他 []

②従業員数

10人未満 10～19人 20～29人 30～49人

50～99人 100～299人 300～499人 500人以上

③市内での事業年数

1年未満 1～4年 5～9年 10～19年

20～29年 30年以上

④貴事業所での環境マネジメント実施状況 該当するものはいくつでも印をつけてください。

ISO14001認証取得 エコアクション21を運用 地球温暖化対策計画制度

CO2CO2スマート宣言事業所 COOL CHOICE賛同登録 特になし

その他 []

問2 近年の環境問題について 貴事業所の経営にどのような影響があると考えられますか、該当するものはいくつでも印をつけてください。

ビジネスチャンスの1つと考えている 環境対応型の製品や技術開発を行っている

情報収集や対応を研究している

影響は避けられないと思うが具体的な対応はしていない 経営に影響はない

その他 []

問3 貴事業所における今後10年間の電力・燃料の使用動向や廃棄物発生量の動向について

| 貴事業所における、今後の電力・燃料使用量、廃棄物量などの傾向についてどのように考えていますか。それぞれについて右の欄から該当するものを、1つだけ選んで印をつけてください。 | 増加傾向 | 横ばい傾向 | 減少傾向 | 把握していない 該当しない |
|---|------|-------|------|------------------|
|---|------|-------|------|------------------|

| | | | | |
|------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 1 今後の電力使用量の傾向 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 2 今後の燃料使用量の傾向 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 3 今後の廃棄物量の傾向 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 4 今後の業務用自動車のガソリン・軽油等の傾向..... | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 5 今後の再生可能エネルギー利用の傾向..... | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |



事業者1





問4 貴事業所の事業活動に伴う環境への影響について

建物・施設が、周辺環境へ何らかの影響を与えていると思われる事項について、次の中から**該当する全ての項目を選び**、印を付けてください。また対策を実施していれば、その対策を [] 内に記入してください。

- 0 煙や粉じんを含む大気汚染 []
- 0 水質汚濁 []
- 0 騒音・振動 []
- 0 悪臭 []
- 0 土壌・地下水汚染 []
- 0 電波障害・日照障害 []
- 0 フロンガスの発生 []
- 0 燃焼による二酸化炭素の発生 []
- 0 多量の廃棄物の排出 []
- 0 雨水の地下浸透の減少 []
- 0 その他 []

問5 貴事業所の省エネ・再生可能エネルギー設備等の導入について

| 貴事業所における省エネや再生可能エネルギー利用に向けた環境整備（設備の導入等）についてうかがいます。それぞれの項目で右の欄のあてはまるものを 1つ選び 、印を付けてください。 | 導入済もしくは導入の予定有 | 将来的には導入したい | 将来も導入しない | 該当しない、わからない | | | |
|--|---------------|------------|----------|-------------|---|-----|---|
| 1 太陽光発電 | 0 | ... | 0 | ... | 0 | ... | 0 |
| 2 太陽熱利用（太陽熱温水器等を含む） | 0 | ... | 0 | ... | 0 | ... | 0 |
| 3 太陽光発電以外の再生可能エネルギー（風力、バイオマス等） | 0 | ... | 0 | ... | 0 | ... | 0 |
| 4 コージェネレーションシステム等未利用エネルギーの活用 | 0 | ... | 0 | ... | 0 | ... | 0 |
| 5 蓄電設備設置等によるエネルギーの効率利用 | 0 | ... | 0 | ... | 0 | ... | 0 |
| 6 空調・OA 機器等の省エネ型業務用機器 | 0 | ... | 0 | ... | 0 | ... | 0 |
| 7 ZEB（ゼロエネルギーネットビル）、建物の高断熱・気密化 ... | 0 | ... | 0 | ... | 0 | ... | 0 |
| 8 LED や Hf 型蛍光灯等の高効率照明器具 | 0 | ... | 0 | ... | 0 | ... | 0 |
| 9 エネルギーマネジメントシステム（EMS）等 | 0 | ... | 0 | ... | 0 | ... | 0 |
| 10 屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテンなど敷地内の緑化 | 0 | ... | 0 | ... | 0 | ... | 0 |
| 11 業務車両への次世代自動車（EV 車、PHV 車、FCV 車など） ... | 0 | ... | 0 | ... | 0 | ... | 0 |
| 12 その他 [] | | | | | | | |



0000000004Xnh

事業者2





問6 貴事業所における地球温暖化対策への取り組みなどについてうかがいます。

| ① 貴事業所での地球温暖化防止（リサイクル等は問8で回答）への配慮・対策についてうかがいます。それぞれの項目で、右の欄のあてはまるものを 1つ選び 、印をつけてください。 | 積極的に進めている | 取り組みを進めている | あまり取り組んでいない | 取り組んでいない、事業に該当しない |
|--|-----------|------------|-------------|-------------------|
| ① 従業員の節電、省エネ行動の推進..... | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ② 環境整備（設備や機器の導入等）による省エネ対策の推進.. | 0 | 0 | 0 | 0 |

② 次のうち、貴事業所が推進している対策・活動に印をつけてください。（いくつでも）

- 業務に支障のない範囲での消灯など節電の徹底
- ノー残業デー、早朝出勤等の活動の推進
- クールビズ・ウォームビズの推進
- 通勤等における公共交通利用の推奨・支援
- 低燃費・低公害など環境負荷の少ない車両の導入
- アイドリングストップなどエコドライブの徹底
- 省エネ診断等による可能な範囲での設備改善
- 自家用車より乗合や送迎バスの導入
- エネルギー使用量の公表や削減目標など、計画的な省エネ活動の推進
- 物流に伴うエネルギー消費の削減に向けた地域の産物（農産物、製造品等）の活用

問7 貴事業所における廃棄物の減量・資源化への取り組みなどについてうかがいます。

| ① 貴事業所でのごみの減量やリサイクルへの配慮・対策についてうかがいます。それぞれの項目で、右の欄のあてはまるものを 1つ選び 、印をつけてください。 | 積極的に進めている | 取り組みを進めている | あまり取り組んでいない | 取り組んでいない、事業に該当しない |
|--|-----------|------------|-------------|-------------------|
| ① 事務系廃棄物の分別と資源化 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ② 製品や商品の販売、飲食の提供等に伴う廃棄物の減量化.... | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ③ 建設や製造・生産、加工等に伴う廃棄物の減量化..... | 0 | 0 | 0 | 0 |

② 次のうち、貴事業所が推進している対策・活動に印をつけてください。（いくつでも）

- ペーパーレス化、使い捨て用品の使用抑制など
- 再生原材料や再生材で作られた製品の利用
- 使用後の再利用やリサイクルに配慮した製品利用
- レジ袋の削減、容器包装の簡素化の促進
- 割り箸など使い捨て商品の利用自粛とリサイクル
- 運送用資材の回収や再利用、リサイクル
- 食品ロス対策や生ごみの減量化
- 食物残差のバイオマス資源化など有効活用
- 省資源やリサイクルに配慮した製品やサービスの提供

問8 貴事業所における有害化学物質対策への取り組みについてうかがいます。

| ① 有害化学物質の適正な使用と管理など、環境への排出防止に向け、それぞれの項目でどのような対応をしていますか、 1つ選び 印をつけてください。 | 積極的に進めている | 取り組みを進めている | あまり取り組んでいない | 取り組んでいない、事業に該当しない |
|--|-----------|------------|-------------|-------------------|
| ① PRTR(特定化学物質排出移動量届出制度)で開示..... | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ② 有機溶剤の適正管理と使用に伴う環境リスクの低減..... | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ③ 農薬や除草剤などの使用量削減、適正使用と管理..... | 0 | 0 | 0 | 0 |



00000004XrQ

事業者3





問9 環境を良くしていく取り組みについてお聞きします。

① **あなたは、市の環境保全等に関する計画などについて知っていますか。**

| それぞれの項目について右の欄のあてはまるものを1つ選び、印をつけてください。 | 知っている 活用している | 聞いたことがあるが、知らない | 知らないが 知りたい | 知らない わからない |
|--|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 1 野田市環境基本計画 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 2 野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 3 生物多様性のだ戦略 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 4 野田市地球温暖化対策実行計画 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 5 野田市環境調査報告書（毎年度） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 6 野田市ホームページ「くらしの便利帳」生活環境関連ページ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

② **これからの環境づくりに向け、どんなことを優先して取り組むべきと考えますか。**

とくに優先して取り組む必要があると考える内容を**5つ選び**、印をつけてください。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 大気汚染の防止 | <input type="checkbox"/> 河川や池などの水質汚濁や汚染の防止 |
| <input type="checkbox"/> 有害化学物質による汚染防止 | <input type="checkbox"/> 放射線量などのモニタリングの継続 |
| <input type="checkbox"/> 工場や事業場等からの悪臭・騒音・振動防止 | <input type="checkbox"/> 水辺の自然や景観の保全 |
| <input type="checkbox"/> 森林や農地の保全と管理 | <input type="checkbox"/> 身近な動植物の生息・生育環境の保全 |
| <input type="checkbox"/> 特定外来種対策 | <input type="checkbox"/> 野生鳥獣被害対策 |
| <input type="checkbox"/> 市街地や住宅地、広場などの緑化 | <input type="checkbox"/> 空き家・空き地の管理・環境保全対策 |
| <input type="checkbox"/> ごみの不法投棄・ポイ捨てなど | <input type="checkbox"/> 省エネやエネルギーの有効利用の推進 |
| <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーの活用 | <input type="checkbox"/> 地球温暖化による暑熱・自然災害等への対応 |
| <input type="checkbox"/> ごみの減量化・資源化の推進 | <input type="checkbox"/> 食品ロス対策や生ごみの減量化 |
| <input type="checkbox"/> 高齢世帯などのごみ収集体制の整備 | <input type="checkbox"/> プラスチックごみの減量とリサイクルの推進 |
| <input type="checkbox"/> 地域の環境保全活動の促進 | <input type="checkbox"/> 周辺自治体との連携による環境保全対策 |
| <input type="checkbox"/> 環境教育・環境学習の推進 | <input type="checkbox"/> 海洋プラスチックごみ対策 |
| <input type="checkbox"/> その他 [|] |

③ **貴事業所における環境保全活動への参加についてどのように考えていますか**

貴事業所の方針にあっていない内容に印をつけてください**(複数可)**。

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 事業所として取り組んでいる | <input type="checkbox"/> 従業員の参加を推奨している |
| <input type="checkbox"/> 従業員の参加を支援している | <input type="checkbox"/> 業務に係る活動なら参加する |
| <input type="checkbox"/> 参加や協力をするつもりはない | <input type="checkbox"/> わからない |

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

また、野田市の環境や環境基本計画について、ご意見などがありましたら、別紙「アンケートにご協力をお願いします」の裏面「自由意見記載欄」にご記入の上、この調査票と一緒に返信封筒でお送りください。



00000004Xsj

事業者4



○小中学校生アンケート

小中学生アンケート



環境アンケートにご協力をお願いします

地球温暖化や動植物種の減少、ごみ問題は、資源・エネルギーの大量消費・大量廃棄など私たちの生活や産業とも深く関わっています。これらの問題は、地球環境や私たちのまわりの自然や生活環境にもさまざまな変化や影響をもたらしています。このため、人類共通の問題であるとともに、私たちみんなの問題ともなっています。

市は、こうした環境問題に対応し、私たちのまち・野田市の豊かな自然を生かし、人も自然も健康で、ともに支えあえるより良好な環境をつくり、未来の子どもたちに引き継いでいくことをめざして、「野田市環境基本計画」をつくっています。私たちみんなが一緒に、できることから環境保全の取り組みを進めていくことが大切です。

そのため、私たちのまちの環境を守り・育て・活用していく取り組みについて、みなさまの考えや意見をお聞きし、新しい「野田市環境基本計画」に活かしていきたいと考えています。ご協力くださいますようお願いいたします。

令和元年11月

野田市長 鈴木 有

記入にあたってのお願い

- 1 回答は、あなたの考えて記入してください。
- 2 それぞれの問について、自分の考えることにはまる答えを選び、下の「良いマーク」のように、黒い鉛筆やボールペンなどでマークをつけてください。うすかったり、小さかったり、大きくはみでますと、機械で正しく読みとれないことがあります。

「良いマーク」のつけ方の例



「読みとれない悪いマーク」の例



「そのほか」には、考えていることがありましたら、[]のなかに書いてください。

- 3 この調査票に記入された内容は、アンケート以外の目的に使うことはありません。
- 4 この調査についてのお問い合わせは、野田市環境保全課（電話04-7123-1753）までお願いします。

問1 あなたのことについて教えてください。

- ① あなたは、男の子ですか、女の子ですか。（1つ選び、マークをつけてください。）

○ 男 ○ 女



(前のページに、あなたのことについての質問①があります。忘れないでつけてください。)

② **あなたが通っている学校に印をつけてください。(1つ選び、マークをつけてください。)**

| | | | | |
|-------------|----------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------|
| 小 学 校 | <input type="checkbox"/> 中央小学校 | <input type="checkbox"/> 宮崎小学校 | <input type="checkbox"/> 東部小学校 | <input type="checkbox"/> 南部小学校 |
| | <input type="checkbox"/> 北部小学校 | <input type="checkbox"/> 川間小学校 | <input type="checkbox"/> 福田第一小学校 | <input type="checkbox"/> 福田第二小学校 |
| | <input type="checkbox"/> 清水台小学校 | <input type="checkbox"/> 柳沢小学校 | <input type="checkbox"/> 山崎小学校 | <input type="checkbox"/> 岩木小学校 |
| | <input type="checkbox"/> 尾崎小学校 | <input type="checkbox"/> 七光台小学校 | <input type="checkbox"/> ニツ塚小学校 | <input type="checkbox"/> みずき小学校 |
| | <input type="checkbox"/> 木間ヶ瀬小学校 | <input type="checkbox"/> 二川小学校 | <input type="checkbox"/> 関宿小学校 | <input type="checkbox"/> 関宿中央小学校 |
| 中 学 校 | <input type="checkbox"/> 第一中学校 | <input type="checkbox"/> 第二中学校 | <input type="checkbox"/> 東部中学校 | <input type="checkbox"/> 南部中学校 |
| | <input type="checkbox"/> 北部中学校 | <input type="checkbox"/> 川間中学校 | <input type="checkbox"/> 福田中学校 | <input type="checkbox"/> 岩名中学校 |
| | <input type="checkbox"/> 木間ヶ瀬中学校 | <input type="checkbox"/> 二川中学校 | <input type="checkbox"/> 関宿中学校 | <input type="checkbox"/> 私立西武台千葉中学校 |

問2 あなたが生活しているまわりの環境について、どのように思いますか。

| | | | | | |
|---|-------|---------|---------|-------|-------|
| それぞれについて、「良い」「やや良い」「やや悪い」「悪い」「わからない」のなかから、あてはまるものを1つ選び、マークをつけてください。 | 良いと思う | 少し良いと思う | 少し悪いと思う | 悪いと思う | わからない |
|---|-------|---------|---------|-------|-------|

- 1 空気のきれいさ..... 0 0 0 0 0 ..
- 2 川や池のきれいさ..... 0 0 0 0 0 ..
- 3 森林やたんぼ、畑などの緑の多さ..... 0 0 0 0 0 .
- 4 鳥や魚、虫などの生きものとのふれあい..... 0 0 0 0 0 .
- 5 町並みやけしきのうつくしさ..... 0 0 0 0 0 .
- 6 商店街やまちが近くにあり便利..... 0 0 0 0 0 .
- 7 事故や災害がなく安心してらせる..... 0 0 0 0 0 .
- 8 公園や遊び場などでの遊びやすさ..... 0 0 0 0 0 .
- 9 電車やバスの使いやすさ..... 0 0 0 0 0 .
- 10 太陽光発電など自然エネルギーの利用が増えている... 0 0 0 0 0 .
- 11 ポイ捨てがなく、ごみが散らかっていない..... 0 0 0 0 0 .
- 12 道路の清掃など、みんなで環境を良くしている..... 0 0 0 0 0 .

これらのほか、まわりの環境で「良いと思う」ことがありましたら、下の [] のなかを書いてください。

[]



00000004W\X

小中学生 (2)





問3 環境に関係することばを知っていますか。

知っている、学んだことがあることばにマークをつけてください。(いくつでも)

- | | | | |
|----------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 生物多様性 | <input type="checkbox"/> 里山 | <input type="checkbox"/> 地下水 | <input type="checkbox"/> 湧水(湧き水) |
| <input type="checkbox"/> 絶滅危惧種 | <input type="checkbox"/> 外来生物 | <input type="checkbox"/> 有害鳥獣 | <input type="checkbox"/> エコ、エコロジー |
| <input type="checkbox"/> 分別ごみ | <input type="checkbox"/> リサイクル | <input type="checkbox"/> 3R(サンアール) | <input type="checkbox"/> 環境美化運動 |
| <input type="checkbox"/> 地球環境 | <input type="checkbox"/> 異常気象 | <input type="checkbox"/> 地球温暖化 | <input type="checkbox"/> 二酸化炭素(CO ₂) |
| <input type="checkbox"/> 省エネ | <input type="checkbox"/> 化石燃料 | <input type="checkbox"/> 自然エネルギー | <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー |
| <input type="checkbox"/> クールチョイス | <input type="checkbox"/> バイオマス | <input type="checkbox"/> LED(エーディー) | <input type="checkbox"/> 地産地消 |

問4 あなたが住んでいるまちの環境をどのようにすれば良いと思いますか。

次の中から、よいと思うものを選び、マークをつけてください。(5つまで)

- 川や用水路の水の汚れをなくすこと
- 自動車の排気ガスや騒音などの公害をなくすこと
- 工事や工場などからの騒音や振動を少なくすること
- いやなにおいをなくすこと
- 外で、たくさんのごみを燃やさないようにすること
- 生きもののすみかを守り、鳥や虫などが住めるようにすること
- みどりや水辺をつくり、自然とふれあえるようにすること
- 道路や公園・広場などのごみをなくすこと
- 公園や広場をつくり、遊び場をふやすようにすること
- 安心して歩ける、自転車に乗ることができるまちにすること
- 太陽光発電など自然エネルギーを使っているまちにすること
- 電車やバスなどをふやして、交通が便利になるようにすること
- 建物などのまちなみを美しくすること
- お年寄りや体の不自由な人が、安心して暮らせるようにすること
- 野田市の環境をみんなで勉強し、みんなで良い環境を守っていくこと



00000004W:8

小中学生(3)





問5 あなたが毎日の生活でおこなっている環境にやさしい取り組みについて

| それぞれの取り組みについて、「だいたいしている」「これからしてみたい」「していない」「わからない」のなかから、あてはまるものを1つずつ選び、マークをつけてください。 | だいたいしている | これからしてみたい | していない | わからない |
|--|----------|-----------|-------|-------|
| 人がいない部屋の照明や見ていないテレビの電気は消している..... | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ゲーム機やパソコンは使ったらコンセントからプラグを抜いている.. | 0 | 0 | 0 | 0 |
| テレビやピアノの音に気をつけ、まわりに迷惑をかけていない..... | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 部屋のエアコンは、冷やしすぎや温めすぎないようにしている..... | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 水道やシャワーを使うとき、水やお湯を流しっぱなしにしていない..... | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 紙のむだ使いをしないなど、ものを大切に使用している..... | 0 | 0 | 0 | 0 |
| スーパーやコンビニでレジ袋をもらわないようにしている..... | 0 | 0 | 0 | 0 |
| すぐに捨てるものや使い捨ての商品は買わないようにしている..... | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 食べ残しをしないようにしている..... | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ごみは、燃えるごみとリサイクルするものをきちんと分けている.. | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 外でごみを捨てない、出かけたときのごみは家に持ち帰っている..... | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 生きもの（植物、動物）を大切に育てるようにしている..... | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自然のものを調べたり、観察したり、集めたりしている..... | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 家や学校のまわり、公園などの掃除、ごみ拾いを手伝っている..... | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自然観察会や自然とのふれあい学習に参加するようにしている..... | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 学校の環境を守る行事に参加している（環境ポスターの応募など）.. | 0 | 0 | 0 | 0 |

問6 野田市の環境やまちを良くしていくために

野田市の環境やまちをもっと良くしていくために、市役所やおとなの人たちに進めてほしいこと、私だったらこういうことをしてみたいと思うこと、下の[]のなかを書いてください。

.....

.....

.....

.....

.....

アンケートはここまでです。ご協力ありがとうございました。

小中学生（4）



00000004W/h



環境基準等

① 大気汚染

ア 大気の汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準

| 物質 | 環境上の条件 |
|--------------------------|---|
| 二酸化硫黄 (SO ₂) | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 |
| 一酸化炭素 (CO) | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 |
| 浮遊粒子状物質 (SPM) | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 |
| 二酸化窒素 (NO ₂) | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 |
| 光化学オキシダント (Ox) | 1時間値が0.06ppm以下であること。 |

- ※1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
 2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

イ 二酸化窒素に係る千葉県目標値

日平均値の年間98%値が0.04ppm

② 水質汚濁

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)より抜粋〕

ア 人の健康の保護に関する環境基準

| 項目 | 基準値 |
|-----------------|---------------|
| カドミウム | 0.003 mg/ℓ以下 |
| 全シアン | 検出されないこと |
| 鉛 | 0.01 mg/ℓ以下 |
| 六価クロム | 0.05 mg/ℓ以下 |
| 砒素 | 0.01 mg/ℓ以下 |
| 総水銀 | 0.0005 mg/ℓ以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと |
| PCB | 検出されないこと |
| ジクロロメタン | 0.02 mg/ℓ以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002 mg/ℓ以下 |
| クロロエチレン | 0.002 mg/ℓ以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004 mg/ℓ以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1 mg/ℓ以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/ℓ以下 |

| 項目 | 基準値 |
|----------------|--------------|
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1 mg/ℓ以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 mg/ℓ以下 |
| トリクロロエチレン | 0.01 mg/ℓ以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01 mg/ℓ以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002 mg/ℓ以下 |
| チウラム | 0.006 mg/ℓ以下 |
| シマジン | 0.003 mg/ℓ以下 |
| チオベンカルブ | 0.02 mg/ℓ以下 |
| ベンゼン | 0.01 mg/ℓ以下 |
| セレン | 0.01 mg/ℓ以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10 mg/ℓ以下 |
| ふっ素 | 0.8 mg/ℓ以下 |
| ほう素 | 1 mg/ℓ以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05 mg/ℓ以下 |

イ 生活環境の保全に関する環境基準
河川（湖沼を除く）

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|----------|----------------------------------|---------------------|-------------------------|-------------------------|---------------|----------------------|
| | | 水素イオン 濃度 (pH) | 生物化学的 酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質 量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 |
| AA | 水道1級、自然環境 保全及びA以下の 欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 1 mg / ℓ以下 | 25 mg / ℓ以下 | 7.5 mg / ℓ以上 | 50MPN/ 100ml以下 |
| A | 水道2級、水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 2 mg / ℓ以下 | 25 mg / ℓ以下 | 7.5 mg / ℓ以上 | 1,000MPN/ 100ml以下 |
| B | 水道3級、水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 3 mg / ℓ以下 | 25 mg / ℓ以下 | 5 mg / ℓ以上 | 5,000MPN/ 100ml以下 |
| C | 水産3級、工業用水 1級及びD以下の 欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 5 mg / ℓ以下 | 50 mg / ℓ以下 | 5 mg / ℓ以上 | — |
| D | 工業用水2級、農業 用水及びEの欄に 掲げるもの | 6.0以上 8.5以下 | 8 mg / ℓ以下 | 100 mg / ℓ以下 | 2 mg / ℓ以上 | — |
| E | 工業用水3級、環境 保全 | 6.0以上 8.5以下 | 10 mg / ℓ以下 | ごみ等の浮 遊が認めら れないこと | 2 mg / ℓ以上 | — |

③ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

〔地下水の水質汚濁に係る環境基準について〕（平成21年11月30日環境省告示）より抜粋

| 項目 | 基準値 | 項目 | 基準値 |
|--------------|-----------------|----------------|----------------|
| カドミウム | 0.003 mg / ℓ以下 | 1,1,1-トリクロロエタン | 1 mg / ℓ以下 |
| 全シアン | 検出されないこと | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 mg / ℓ以下 |
| 鉛 | 0.01 mg / ℓ以下 | トリクロロエチレン | 0.01 mg / ℓ以下 |
| 六価クロム | 0.05 mg / ℓ以下 | テトラクロロエチレン | 0.01 mg / ℓ以下 |
| 砒素 | 0.01 mg / ℓ以下 | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002 mg / ℓ以下 |
| 総水銀 | 0.0005 mg / ℓ以下 | チウラム | 0.006 mg / ℓ以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと | シマジン | 0.003 mg / ℓ以下 |
| PCB | 検出されないこと | チオベンカルブ | 0.02 mg / ℓ以下 |
| ジクロロメタン | 0.02 mg / ℓ以下 | ベンゼン | 0.01 mg / ℓ以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002 mg / ℓ以下 | セレン | 0.01 mg / ℓ以下 |
| 塩化ビニルモノマー | 0.002 mg / ℓ以下 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10 mg / ℓ以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004 mg / ℓ以下 | ふっ素 | 0.8 mg / ℓ以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1 mg / ℓ以下 | ほう素 | 1 mg / ℓ以下 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg / ℓ以下 | 1,4-ジオキサン | 0.05 mg / ℓ以下 |

④ 土壌の汚染に係る環境基準

〔土壌の汚染に係る環境基準について〕（平成3年8月23日環境庁告示第46号）より抜粋

| 項目 | 環 境 上 の 条 件 |
|------------------|--|
| カドミウム | 検液 10 につき 0.01 mg 以下、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと |
| 有機燐 | 検液中に検出されないこと |
| 鉛 | 検液 10 につき 0.01 mg 以下 |
| 六価クロム | 検液 10 につき 0.05 mg 以下 |
| 砒素 | 検液 10 につき 0.01 mg 以下、かつ、農用地（田に限る）の土壌 1 kg につき 15 mg 未満 |
| 総水銀 | 検液 10 につき 0.0005 mg 以下 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと |
| PCB | 検液中に検出されないこと |
| 銅 | 農用地（田に限る）の土壌 1 kg につき 125 mg 未満 |
| ジクロロメタン | 検液 10 につき 0.02 mg 以下 |
| 四塩化炭素 | 検液 10 につき 0.002 mg 以下 |
| クロロエチレン | 検液 10 につき 0.002 mg 以下 |
| 1, 2-ジクロロエタン | 検液 10 につき 0.004 mg 以下 |
| 1, 1-ジクロロエチレン | 検液 10 につき 0.1 mg 以下 |
| 1, 2-ジクロロエチレン | 検液 10 につき 0.04 mg 以下 |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 検液 10 につき 1 mg 以下 |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 検液 10 につき 0.006 mg 以下 |
| トリクロロエチレン | 検液 10 につき 0.03 mg 以下 |
| テトラクロロエチレン | 検液 10 につき 0.01 mg 以下 |
| 1, 3-ジクロロプロペン | 検液 10 につき 0.002 mg 以下 |
| チウラム | 検液 10 につき 0.006 mg 以下 |
| シマジン | 検液 10 につき 0.003 mg 以下 |
| チオベンカルブ | 検液 10 につき 0.02 mg 以下 |
| ベンゼン | 検液 10 につき 0.01 mg 以下 |
| セレン | 検液 10 につき 0.01 mg 以下 |
| ふっ素 | 検液 10 につき 0.8 mg 以下 |
| ほう素 | 検液 10 につき 1 mg 以下 |
| 1, 4-ジオキサン | 検液 10 につき 0.05 mg 以下 |

⑤ 騒音に係る環境基準

〔騒音に係る環境基準について〕（昭和46年5月25日閣議決定）より抜粋

ア 騒音に係る環境基準と地域類型指定

| 地域の 類型 | 時 間 区 分 | | 該 当 地 域 |
|-----------|---------------------|---------------------|---|
| | 昼 間 (午前6時～午後10時) | 夜 間 (午後10時～午前6時) | |
| AA | 50 デシベル以下 | 40 デシベル以下 | |
| A及 びB | 55 デシベル以下 | 45 デシベル以下 | 第1種、第2種低層住居専用地域 第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域及び準住居地域 |
| C | 60 デシベル以下 | 50 デシベル以下 | 近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域 |

AA 類型については、本市はあてはめていない。

イ 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

| 地域の区分 | 時間の区分 | |
|--|----------|----------|
| | 昼間 | 夜間 |
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60デシベル以下 | 55デシベル以下 |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65デシベル以下 | 60デシベル以下 |

⑥ 特定工場等の騒音規制基準（市条例）

| 時間の区分 区域の区分 | 昼間 午前8時から午後 7時まで | 朝夕 午前6時から 8時まで及び 午後7時から10 時まで | 夜間 午後10時から 翌朝の午前6時 まで |
|--|------------------------|---|--------------------------------|
| 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 | 50デシベル | 45デシベル | 40デシベル |
| 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域及び第1特別地域 | 55デシベル | 50デシベル | 45デシベル |
| 近隣商業地域 商業地域 準工業地域（ただし第1特別地域を除く。） 第2特別地域 | 65デシベル | 60デシベル | 50デシベル |
| 工業地域（ただし第1特別地域及び第2特別地域を除く。） 工業専用地域（ただし第2特別地域を除く。） | 70デシベル | 65デシベル | 60デシベル |
| その他の地域 | 60デシベル | 55デシベル | 50デシベル |

※1 第1特別地域とは、準工業地域及び工業地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域の周囲50メートル以内の地域をいう。

※2 第2特別地域とは、工業地域及び工業専用地域のうち、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域に接する地域であり、かつ、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域の周囲50メートル以内の地域をいう。

⑦ 特定工場等の振動規制基準（市条例）

| 時間の区分 区域の区分 | 昼間 午前 8 時から午後 7 時まで | 夜間 午後 7 時から翌日の 午前 8 時まで |
|---|---------------------------|-------------------------------|
| 第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 | 60 デシベル | 55 デシベル |
| 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 | 65 デシベル | 60 デシベル |
| その他の地域 | 60 デシベル | 55 デシベル |

⑧ 悪臭防止法規制基準（敷地境界）

| 悪臭物質の種類 | 1号 規制 基準 (ppm) | 2号 規制 排出口 の基準 | 3号 規制 排出水 の規制 | におい | おもな発生源 |
|--------------|-------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|----------------------|
| アンモニア | 1 | ○ | | し尿のようなにおい | 畜産事業場、化製場、し尿処理場等 |
| メチルメルカプタン | 0.002 | | ○ | 腐った玉ねぎのよう なにおい | パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等 |
| 硫化水素 | 0.02 | ○ | ○ | 腐った卵のよう なにおい | 畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等 |
| 硫化メチル | 0.01 | | ○ | 腐ったキャベツのよ うなにおい | 畜産事業場、化製場、し尿処理場等 |
| 二硫化メチル | 0.009 | | ○ | 腐ったキャベツのよ うなにおい | 畜産事業場、化製場、し尿処理場等 |
| トリメチルアミン | 0.005 | ○ | | 腐った魚のよう なにおい | 畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等 |
| アセトアルデヒド | 0.05 | | | 刺激的な青くさい におい | 化学工場、魚腸骨処理場、たばこ製造工場等 |
| スチレン | 0.4 | | | 都市ガスのよう なにおい | 化学工場、FRP製品製造工場等 |
| プロピオン酸 | 0.03 | | | 刺激的な甘酸っぱ いにおい | 脂肪酸製造工場、染色工場等 |
| ノルマル酪酸 | 0.001 | | | 汗くさいにおい | 産事業場、化製場、でんぷん工場等 |
| ノルマル吉草酸 | 0.0009 | | | むれた靴下のよう なにおい | 畜産事業場、化製場、でんぷん工場 |
| イソ吉草酸 | 0.001 | | | むれた靴下のよう なにおい | 畜産事業場、化製場、でんぷん工場 |
| プロピオンアルデヒド | 0.05 | ○ | | 刺激的な甘酸っぱ い焦げたにおい | 焼付け塗装工程を有する事業場等 |
| ノルマルブチルアルデヒド | 0.009 | ○ | | 刺激的な甘酸っぱ い焦げたにおい | 焼付け塗装工程を有する事業場等 |
| イソブチルアルデヒド | 0.02 | ○ | | 刺激的な甘酸っぱ い焦げたにおい | 焼付け塗装工程を有する事業場等 |
| ノルマルバレルアルデヒド | 0.009 | ○ | | むせるような甘酸 っぽい焦げたにおい | 焼付け塗装工程を有する事業場等 |
| イソバレルアルデヒド | 0.003 | ○ | | むせるような甘酸 っぽい焦げたにおい | 焼付け塗装工程を有する事業場等 |
| イソブタノール | 0.9 | ○ | | 刺激的な発酵した におい | 塗装工程又は印刷工程を有する事業場等 |
| 酢酸エチル | 3 | ○ | | 刺激的なシンナー のようなにおい | 塗装工程又は印刷工程を有する事業場等 |
| メチルイソブチルケトン | 1 | ○ | | 刺激的なシンナー のようなにおい | 塗装工程又は印刷工程を有する事業場等 |
| トルエン | 10 | ○ | | ガソリンのよう なにおい | 塗装工程又は印刷工程を有する事業場等 |
| キシレン | 1 | ○ | | ガソリンのよう なにおい | 塗装工程又は印刷工程を有する事業場等 |

⑨ 臭気強度（6段階臭気強度表示法）

| 臭気強度 | 内 容 |
|------|-----------------------|
| 0 | 無臭 |
| 1 | やっと感知できるにおい（検知閾値濃度） |
| 2 | 何のにおいか判る弱いにおい（認知閾値濃度） |
| 3 | 楽に感知できるにおい |
| 4 | 強いにおい |
| 5 | 強烈なにおい |

⑩ 臭気濃度の千葉県指導目標値

| 地域区分 | 臭気濃度 | | 臭気濃度より換算した臭気指数 | |
|---|----------|-------|----------------|-------|
| | 排出口 | 敷地境界 | 排出口 | 敷地境界 |
| 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 | 500 程度 | 15 程度 | 27 程度 | 12 程度 |
| 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整区域 | 1,000 程度 | 20 程度 | 30 程度 | 13 程度 |
| 工業地域 工業専用地域 工業団地 | 2,000 程度 | 25 程度 | 33 程度 | 14 程度 |

⑪ 嗅覚測定法による規制（臭気強度と臭気指数の関係）

| 臭気強度 | 臭気指数の範囲 |
|------|---------|
| 2.5 | 10～15 |
| 3.0 | 12～18 |
| 3.5 | 14～21 |

— 用語集 —

あ

アイドリング・ストップ

自動車の駐車時や停車時に不必要なエンジンの使用（アイドリング）をやめ、ガソリンの無駄遣いを減らすことをいいます。車の燃料が節約でき、また、大気汚染や騒音、悪臭などの防止、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を減らすことができます。

亜硝酸性窒素

窒素化合物のうち、亜硝酸塩として含まれる窒素のことをいいます。水中では亜硝酸イオンとして存在し、地下水汚染の原因物質の一つとされており、硝酸性窒素と合わせて環境基準が設けられています。

エコアクション21（環境活動評価プログラム）

中小企業などが容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステムや、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツールのことをいいます。平成8年（1996年）に環境庁が策定。平成16年（2004年）4月に環境問題に関するグリーン購入の進展など、新たな動向を踏まえて、その内容を全面的に改定しています。平成21年には、内容をよりわかりやすく、環境への取組を発展させることを目指し、「エコアクション21ガイドライン2009年版」として改訂を行い平成23年には、エコアクション21認証・登録制度の公正かつ適切な運営が図られることを目的として、第2章「エコアクション21認証・登録制度の概要」部分について一部改訂を加えました。

エコドライブ

自動車などを運転する際に、できるだけ環境に配慮した運転をすることをいいます。

経済速度（一般道路では40km/h、高速道路では80km/h）で走る、点検整備をしてタイヤの空気圧を適正にする、無駄な荷物を積まない、空ぶかしをしないなどの配慮が求められます。

SDGs（エスディージーズ）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた国際社会共通の目標。

2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

NPO（エヌピーオー）

民間非営利組織（Non Profit Organization）。営利を目的としない公益的な活動を行う民間団体のことをいいます。

オゾン層

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は、地上から約20～25km上空の成層圏に存在してい

ます。この領域をオゾン層と呼びます。この層は太陽からの有害な紫外線を吸収し、地球上の生物を守る働きをしています。大気中に放出されたフロンなどの物質は、成層圏まで達し、紫外線の作用により塩素を放出し、これがオゾン層を破壊します。この影響で有害紫外線が増大し、皮膚ガンの増加や白内障などの人の健康や生態系などへの影響が懸念されています。

オイルトラップ（グリストラップ）

汚水に含まれている動植物油を水との比重の差を利用して浮上分離させて回収し、動植物油が排水中に混入して水質汚濁を発生させたり、下水管を詰まらせるのを防止するための装置をいいます。

温室効果ガス

大気中のガスが、地球表面から放出される赤外線を吸収・滞留し、気温が上昇する現象を温室効果といいます。この現象を引き起こすガスのことをいいます。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種類を削減対象の温室効果ガスと定めています。

か

海洋性プラスチック（問題）

関連項目として、マイクロプラスチック。

海に流れ込んだプラスチックごみは、海流に乗り海洋を漂い、また海底に沈みこみ、またあるものは海岸に打ち寄せられます。さらに5mm以下の細かいプラスチックの粒子であるマイクロプラスチックも世界の海に存在しています。この海洋プラスチックごみが、さまざまな深刻な問題を起こしています。海で海洋ごみに絡まったりこれを誤って摂取したりすることで、絶滅危惧種を含む700種もの生物が傷つけられたり死んでいます。

外来種（生物）

本来、その地域に分布していない生物が人為的に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息又は生育する生物のことをいいます。日本ではアメリカザリガニやブラックバス、セイタカアワダチソウなどがいます。これらの生物が新しい場所に適応繁殖することにより、在来生物への影響や漁業・遊漁への悪影響が懸念されています。

グリーン・トラストバンク

みどりの減少を防ぐため、市民が協働でみどりのふるさとづくりのための活動を行い。緑を保全すること。

環境教育・環境学習

自然の仕組みや環境問題に対する興味や関心を高め、必要な知識を与えるために行われる教育活動のことをいいます。日本では、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」第2条第3項において、『環境教育』とは、環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう」と定義されています。

環境基本計画

国の環境基本計画は、環境基本法第 15 条に基づき、平成 6 年(1994 年)12 月に閣議決定され、その後、平成 30 年 (2018 年) 4 月には第 5 次計画の策定が行われています。

地方公共団体の計画は、大気、水質、自然環境などを将来にわたって守り、適切に利用していくために策定するものであり、この計画には、望ましい地域環境のあり方を実現するための基本的な方策や、その方策を具体化する手順などが示されています。

環境基本条例

地方公共団体において、その地域の特性に応じた環境施策を推進・展開するための基本理念や、市民、事業者、市などの各主体の役割、環境施策の方針などを定めた条例のことをいいます。

環境基本法

平成 5 年 (1993 年) 11 月に制定、施行された、公害対策基本法に代わる、環境に関する分野について国の政策の基本的な考え方や方向性を示した法律のことをいいます。具体的には、環境の保全についての基本理念や、国、地方公共団体、事業者及び国民などの各主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。

環境基準

環境基本法第 16 条に基づき国が定めた環境に関する基準のことをいいます。具体的には大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準のことです。この基準は、行政上、維持されるべき環境の状態の目標値であり、直接に工場などを規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なります。

京都議定書

気候変動枠組条約に基づき、平成 9 年 (1997 年) 12 月に京都市で開かれた気候変動枠組条約第 3 回締約国会議 (C O P 3) で議決した議定書のことをいいます。温室効果ガス排出量の法的拘束力のある数値目標の達成、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの仕組みが合意されています。地球温暖化を防止するため、日本において、平成 20 年 (2008 年) から平成 24 年 (2012 年) の第一約束期間の間に、温室効果ガスの排出を平成 2 年 (1990 年) レベルから 6 %削減することが求められています。

グリーンコンシューマー

エコマークの付いた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入する、環境に配慮した行動をする消費者をいいます。環境に配慮した製品が通常の製品より高価であっても、あえて購入するという環境保護意識の高い消費者です。

光化学オキシダント (光化学スモッグ)

大気中の窒素酸化物などが太陽の紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質のことで、光化学スモッグの原因となるものをいいます。粘膜への刺激、呼吸器障害といった健康への影響のほか、農作物などにも影響を与えるとされている物質です。風の弱い日にとくに発

生しやすく、目がチカチカしたり、のどが痛くなったりします。

コジェネレーションシステム

発電時に発生した排熱を利用して、冷暖房や給湯などに利用する熱エネルギーを供給する仕組みのことをいいます。ガスや石油を利用した家庭用のコジェネレーションシステムも実用化されています。

こどもエコクラブ

小・中学生なら誰でも参加できる環境を守る活動を自主的に行うクラブのことで、環境省が応援しています。



再生可能エネルギー

現在、使用されている化石燃料や原子力などのエネルギーに対し、新たに研究開発や導入が図られている自然エネルギーや未利用エネルギーの総称をいいます。新エネルギーとしては、太陽・太陽熱・風力などの自然エネルギーのほか、バイオマス、温度差熱などを利用したエネルギーが該当します。

酸性雨

化石燃料の燃焼で生じる硫酸化合物や窒素化合物などが、雨水に取り込まれることによって酸性が強くなった、通常 pH（水素イオン濃度指数）5.6 以下の雨のことをいいます。酸性雨は森林の枯死や湖沼などの生態系の破壊、文化財の侵食などの原因として地球環境問題の一つになっています。

里山

自然地域と都市地域の間中に位置し、集落とその周辺の森林と農地で形成されてきた地域のことをいいます。集落を取り巻く二次林、雑木林と、それらと混在する農地、水田、ため池、草地などで構成される地域の概念です。

3R（サンアール）

Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の総称のことをいいます。具体的には、ごみの焼却などによる環境への悪影響を減らし、自然界から採取する資源の消費を抑えるため、ごみの適正な処理方法を標語に表したものです。

自然堤防

河川の両側にできる堤防状の微高地。河川の氾濫時に土砂が堆積してできる地形をいいます。

循環型社会形成推進基本法

日本における循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律である。基本法が整備されたことにより、廃棄物・リサイクル政策の基盤が確立されました。

省エネルギー

エネルギー使用の無駄を減らすことや、エネルギーの効率的利用を進めることにより、エネルギーの使用量を減らすことをいいます。

生物多様性基本法

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としています。

生物多様性ちば戦略

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としています。

硝酸性窒素

窒素化合物のうち硝酸性塩として含まれる窒素のことをいいます。水中では硝酸イオンとして存在し、肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化したものです。地下水汚染の原因物質の一つとされており、亜硝酸性窒素と合わせて環境基準が設けられています。

シックハウス（症候群）

住宅の高気密化・高断熱化などが進み、化学物質による空気汚染が起こりやすくなっているほか、湿度が高いと細菌、カビ、ダニが繁殖しやすくなります。それだけではなく、一般的な石油ストーブやガスストーブからも一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物などの汚染物質が放出されます。たばこの煙にも有害な化学物質が含まれています。シックハウス症候群は、それらが原因で起こる症状です。人に与える影響は個人差が大きく、同じ部屋にいるのに、まったく影響を受けない人もいれば、敏感に反応してしまう人もいます。

指定文化財

国の文化財保護法や、県や市の文化財保護条例などにより規定された文化財のうち、学術的、歴史的に保存の必要のあるものを指定し保護と活用が図られているものをいいます。有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群があります。

生態系

生物（植物、動物、微生物）の群集とこれらを取り巻く非生物的な環境（土壌、水、空気など）とが物質循環やエネルギーの流れなどを通じて相互に作用するシステムのことをいいます。

生物多様性

数え切れないほどの生物種がそれぞれの環境に応じ、相互の関係を築きながら生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念をいいます。

ゼロカーボンシティ（宣言）

近年、地球温暖化や気候変動が及ぼす影響が世界中で観測されており、将来的に地球温暖化を原因としたさまざまなリスクが懸念されています。

2015年に合意されたパリ協定では、「平均気温上昇の幅を2℃未満とする」目標が国際的に広く共有されました。また、IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）特別報告書では、『気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年頃までに二酸化炭素（CO₂）の実質排出量をゼロにする必要がある』と示されています。

このような目標達成に向け、地方自治体、民間企業、NPOなどノン・ステート・アクターによる脱炭素社会に向けた取組が急速に広がっていることから、環境省は、全国自治体へ「2050年CO₂排出量実質ゼロ」表明の呼びかけを行っています。

ソーラーシステム

太陽熱を利用して給湯や冷暖房などを行うシステムのことをいいます。



ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）やポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）などの化学物質の総称のことをいいます。塩素を含むプラスチック類の燃焼に伴って生成するため、ごみ焼却施設やごみの屋外焼却などにより発生します。

代償植生

人間の活動（焼畑、火入れ、開墾、干拓、伐採、植林等）によって、その土地本来の植生に代わって生じた植生のことをいい、自然植生の対語として使われます。

なお、日本の現存植生のほとんどは代償植生です。

ダウンウォッシュ

煙の大気拡散現象を表す用語。煙突から排出された煙は普通、その吐出速度と高温による浮力によって上昇し、気流や希釈により大気中に拡散していく。しかし排出されるガスの吐出速度が周囲の風速よりも小さく、また、排煙温度が低い場合には、煙はあまり上昇せず、煙突の背後の気流の変化によって生じる渦に巻き込まれて降下することがある。この現象をダウンウォッシュという。

これに伴って、大気中に広く拡散されるはずの汚染物質が煙突周辺に、もしくは地表付近に留まり局地的に汚染物質濃度を高めるため、この現象を抑制する必要がある場合がある。改善策として煙突出口の形状の工夫、吐出速度を高めるなどの措置が有効とされる。

ダボス会議

世界経済フォーラムが毎年1月にスイス東部の保養地ダボスで開催する年次総会。同フォーラムはスイスの実業家で大学教授でもあったクラウス・シュワブの提唱で1971年に発足した。各国の競争力を指数化して公表し、グローバル化に対応した経営環境を推奨している。ダボス会議は世界を代表する政治家や実業家が一堂に会して討議している。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により、地球の気温が高まる現象のことをいいます。気温の上昇に伴う地球環境への影響として、海面水位の上昇による陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響などが考えられています。

地球サミット

1992年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで約180か国が参加して開催された首脳レベルの国連環境開発会議。人類共通の課題である地球環境の保全と環境上健全な開発を意味する「持続可能な開発」の実現のための具体的な方策が話し合われました。

トリクロロエチレン

揮発性有機塩素化合物の1種で無色透明な液体のことをいいます。主な用途としては、ドライクリーニング用洗浄剤、金属機械部品のなどの脱油洗浄、香料などの抽出、塗料の溶剤などがあります。人体への影響として、肝機能障害、腎機能障害、中枢神経障害が知られています。



二酸化硫黄 (SO₂)

硫黄と酸素の化合物の一つで、工場や火力発電所などで石炭や石油を燃やすときなどに発生する気体のことをいいます。刺激性が強く、1～10ppm程度で呼吸機能や眼の粘膜などに悪影響を与えます。亜硫酸ガスとも呼ばれ、刺激性が強く、せきや呼吸困難、気管支炎など、呼吸器系に対する有害性が知られています。酸性雨の要因の一つであり、環境基準が定められています。硫黄酸化物をまとめてソックス (SO_x) と呼ばれています。

二酸化炭素 (CO₂)

燃焼等により生成する炭素と酸素の化合物の一つで、常温高圧では無色無臭の気体のことをいいます。水に溶けて炭酸となり弱い酸性を示します。石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生するため、地球温暖化の最大の原因物質として問題になっています。

二酸化窒素 (NO₂)

窒素と酸素の化合物で、窒素分を含む重油、ガソリン、石炭などの燃焼によって発生する気体のことをいいます。主な発生源としては、自動車や工場からの排出ガスがあり、大気汚染物質として呼吸器系に対する有害性が知られています。酸性雨や光化学オキシダントの原因ともなっており、環境基準が定められています。窒素酸化物 (N₂O、NO、NO₂) をまとめてノックス (NO_x) と呼ばれています。

は

パリ協定

2020年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みであり、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2℃より充分低く抑え、1.5℃に抑える努力を追求することを目的としています。この目的のため、パリ協定の下で国際社会は、今世紀後半に世界全体の温室効果ガス排出量を実質的にゼロにすること、つまり「脱炭素化」を目指しています。さらに、気候変動による影響に対応するための適応策の強化や、諸々の対策に必要な資金・技術などの支援を強化する仕組みを持つ包括的な国際協定となっています。

BOD（ビーオーディー）

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）のことを指します。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量のことをいいます。河川の有機汚濁を測る代表的な指標であり、その数値が高いほど水質汚濁が大きいことを示しています。

ヒートアイランド

都市部の気温は、アスファルト舗装、ビルの輻射熱、ビルの冷房の排気熱、車の排気熱などによって、夏になると周辺地域よりも数度高くなります。等温線を描くと都市部が島の形に似ることからヒートアイランド現象と呼ばれています。

VOC（ブイオーシ）

揮発性有機化合物（Volatile Organic Compounds）のことを言い。塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナーなどに含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチルなどが代表的な物質です。製品から見て直感的には、「有機溶剤」と考えておけば良いでしょう。大気中の光化学反応により、光化学スモッグを引き起こす原因物質の1つとされています。

ま

μg（マイクログラム）

重量単位。100万分の1g。

マニフェスト制度

産業廃棄物の廃棄処分に際して、廃棄物の名称・数量・性状・取扱い上の注意事項などをマニフェスト（産業廃棄物管理票）に記載し、収集・運搬業者から処分業者へ管理票を渡しながら、処理の流れを確認するシステムのことをいいます。産業廃棄物を排出する事業者が、廃棄物の運搬や最終処理までを管理することが法律で義務づけられています。

緑のカーテン

植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度の上昇を抑える省エネルギー対策のことをいいます。



有害化学物質

人の健康または生活環境に被害を生じるおそれのある物質として、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、化学物質の審査及び製造等の規則に関する法律などで指定され、取扱いを規制されている物質のことをいいます。

有機塩素系化合物（トリクロロエチレン等）

有機塩素系化合物とは、一般に炭素と塩素が直接結合した有機化合物のことです。主に金属・機械部品、電気回路基盤等の脱脂洗浄やドライクリーニング用の洗浄剤として使われています。

容器リサイクル法

（容器包装に関わる分別収集及び再商品化の促進などに関する法律）

容器包装ごみのリサイクルを製造業者に義務付けた法律のことをいいます。消費者は容器包装の分別排出、市町村は分別収集の責任を負い、3者の役割分担により容器包装のリサイクルを促進することを目的としています。



レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物について記載したデータブックのことです。単にレッドデータブックという場合、環境省が作成したものを指します。千葉県では、千葉県環境基本計画で掲げた「自然との共生」の理念のもと「生物多様性の確保」という観点から、県内における絶滅のおそれのある野生動植物を対象としたの「千葉県レッドリスト」と「千葉県レッドデータブック」を作成しています。

野田市環境基本計画

令和3年3月 改訂

発行 / 野田市

〒278-8550 千葉県野田市鶴奉7番地の1

TEL 04-7125-1111 FAX 04-7124-6242

<http://www.city.noda.chiba.jp/>

編集 / 野田市環境部環境保全課